

平成29年第1回印西地区消防組合議会定例会

○議事日程（第1号）

平成29年2月7日（火曜日）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 発議案第1号 印西地区消防組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 6 議案第 1号 印西地区消防組合暴力団排除条例の制定について
- 日程第 7 議案第 2号 印西地区消防組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 3号 印西地区消防組合消防職員の地域手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 4号 印西地区消防組合消防職員の旅費の特例に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第10 議案第 5号 平成28年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第 6号 平成29年度印西地区消防組合一般会計予算
- 日程第12 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第13 一般質問

○出席議員（10名）

1番	長谷川	則夫
2番	山崎	幸雄
3番	川上	正紀
4番	近藤	瑞枝
5番	岩崎	成子
6番	広沢	修司
7番	山田	喜代子
8番	板橋	睦
9番	竹内	陽子
10番	酢崎	義行

○説明のため出席した者の職氏名

管理者	伊澤	史夫
副管理者	板倉	正直
会計管理者	折山	郁子
消防長	須藤	達也
消防本部次長	浅野	富夫
総務課長	川上	秀人
予防課長	中嶋	稔
警防課長	石井	幸夫
牧の原 消防署長	樋関	健一
印西 消防署長	中澤	厚元
白井消防署長	伊藤	実

○議会事務局出席職員氏名

書記長	山下	浩一
書記	佐藤	秀行
書記	宮崎	奈津子

◎開会及び開議の宣告

(午前 9時59分)

○議長(酢崎義行) 皆さん、おはようございます。本日は、公私ともにご多忙のところ、出席をいただきましてありがとうございます。

ただいまから平成29年印西地区消防組合議会第1回定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(酢崎義行) 本日の議事日程については、お手元に配付したとおりです。ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長(酢崎義行) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定によって、

7番 山田喜代子 議員

9番 竹内陽子 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長(酢崎義行) 日程第2、会期決定の件を議題にいたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

○議長(酢崎義行) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定しました。

◎諸般の報告

○議長(酢崎義行) 日程第3、諸般の報告を行います。

本日管理者から議案の送付があり、これを受理しましたので、ご報告します。

次に、監査委員より平成28年7月から平成28年10月までの例月出納検査及び定期監査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今期定例会の説明員の出席要求を行ったところ、出席通知のありました者の職氏名の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、平成29年1月末の消防活動状況の報告があり、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（酢崎義行） 日程第4、行政報告を行います。

管理者。

○管理者（伊澤史夫） 本日は、平成29年第1回印西地区消防組合議会定例会に、ご多用の中ご出席をいただき、ありがとうございます。

初めに、1月12日に当組合の職員が、犯罪による収益の移転防止に関する法律違反容疑で逮捕された件につきましては、1月13日に消防本部において、消防長を初め各署長に対し、綱紀粛正及び信頼回復に向けての訓示を行ったところでございます。今後も、消防長を中心に、職員が信頼回復に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、本定例会の開催に際し、印西地区消防組合平成29年度施政方針を申し上げます。

まず、予算編成方針につきましては、構成市の厳しい財政状況において、庁舎の大規模耐震改修、消防車両の更新整備など、事業の必要性や有効性を厳しく検証するとともに、これまで以上に創意工夫を凝らし、無駄のない実効性の高い施策を構築していけるよう予算を編成いたしました。

平成29年度の主な事業としては、白井消防署大規模耐震改修及び増築事業、印西西消防署大規模改修及び増築事業並びに消防ポンプ自動車など消防車両4台の更新整備事業とし、一層の消防体制の充実強化を図り、皆様のご意見を伺いながら、市民の生命、身体、財産を火災等の災害から保護するために全力で取り組んでまいります。引き続き議員の皆様のご理解とご支援をお願い申し上げまして、平成29年度の施政方針といたします。

それでは、平成28年9月の平成28年第2回定例会以降の主な行事等についてご報告いたします。

10月5日には、平成27年7月30日より印西消防署の移転建設工事を進めてまいりましたが、新庁舎の完成により印西消防署新庁舎開署式を開催いたしました。なお、業務につきましては9月28日から開始しております。

10月20日には、成田国際空港において、航空機事故消火救難総合訓練が開催され、当組合職員も参加しました。

11月4日には、千葉市青葉の森公園芸術文化ホールにおいて開催された第55回千葉県交通安全県民大会で、消防本部次長が優良運転者として千葉県警察本部長・千葉県安全運転管理協会会長表彰を受賞しました。

11月9日から11月15日までの秋の全国火災予防運動を実施、防火ポスターと標語の展示を初め、各消防署では立入検査や火災予防の啓発活動を実施いたしました。

12月8日に、正副管理者会議を開催し、第5次実施計画及び平成29年度予算などについて協議しました。

12月1日から12月15日まで、冬季・年末商戦に伴う特別査察を実施しました。

12月15日に、消防本部において例月出納検査を、印西消防署にて定期監査を実施しました。この結果につきましては、議長からお手元に配付された内容のとおりでございます。

続いて、平成28年中、当組合管内の火災発生件数は51件で、前年に比べ9件の減少、救急出動件数は6,280件で、前年に比べ24件の増加、救助出動件数は93件で、前年に比べ9件の減少となっております。平成29年に入りまして、1月7日に印西市、15日に白井市で消防出初め式が挙行され、当組合職員も参加

しました。

1月20日から21日にかけて、千葉市において開催された大規模災害による甚大な被害の軽減を図るため、県内全消防機関で編成される千葉県消防広域応援隊の合同訓練に、当組合職員も参加しました。

1月26日に、ふれあいセンターいんばにおいて、昭和女子大学の山崎洋史教授をお招きし、予防事務研修会を開催し、教育技法について貴重な教示をいただきました。

また、印西地区消防組合及び栄町消防広域化協議会につきましては、平成28年11月1日に第2回、平成29年1月23日に第3回及び2月3日に第4回協議会を開催し、消防広域化について検討を行いました。

なお、白井消防署大規模耐震改修及び増築工事については、平成29年2月6日現在で、当初の予定どおり工事は進んでおり、全体の23%の工事が完了し、増築事務所棟1階の躯体工事及び2階の壁配筋工事を実施しました。既存車庫棟増築部分については、土間コンクリート打設工事を実施したところでございます。

以上が主な行事等の報告でございます。

本定例会にご提案いたします案件は、議案6件、報告1件でございます。それぞれご提案申し上げたときに内容の説明をさせていただきますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（酢崎義行） これで行政報告が終わりました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酢崎義行） 日程第5、発議案第1号 印西地区消防組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

9番、竹内陽子議員。

○9番（竹内陽子） それでは、提案理由を申し上げます。

発議案第1号 印西地区消防組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について提案理由の説明をいたします。お手元の審議資料、発議1-1ページをごらんください。本案は、地方自治法の改正に伴い、印西地区消防組合議会会議規則に規定する用字及び用語の整理を行い、同法との整合性を図るため、一部改正をするものです。

本改正の内容について、発議1-1、1-2ページの新旧対照表に沿って説明いたします。

まず、第13条については、地方自治法第112条第2項の規定において、議員が議案を提出できる要件として、議員の定数の12分の1以上の賛成がなければならないとされていることから、当議会における議員の定数と整合し、第13条中、当該賛成者の「2人」を「1人」に改めるものです。

次に、第15条については、標準議会会議規則の作成を所管する全国都道府県議会議長会が示す標準町村議会会議規則の規定において、動議成立に必要な賛成者の数が、ほかに1人以上の賛成者がなければならないとされていることから、標準町村議会会議規則と当議会会議規則との整合を図り、第15条中、当該賛成者の「2人」を「1人」に改めるものです。

次に、第16条については、平成24年9月に「地方自治法の一部を改正する法律」が施行されたことにより、同法上における修正の動議に関する規定が同法第115条の2から第115条の3へ根拠条項が改正された

こと、また本第16条の規定条文中において、修正の動議の提出にかかわる要件として規定されている「所定の賛成者」を「1人以上の賛成者」と人数を表記して明確化すること、また第13条における改正理由と同じく、地方自治法上において議員が議案を提出するに当たっては議員定数の12分の1以上の者の賛成がなければならないとされていることから、同法と当議会会議規則との整合を図るとともに、所要の用語の整理を行い、第16条中「法第115条の2」を「法第115条の3」に、「所定の賛成者」を「1人以上の賛成者」に、その他のものにかかわる賛成者の「2人」を「1人」に改めるものです。

次に、第69条の簡易表決については、標準町村会議規則の規定において、議長は可決の旨を宣告するとされていることから、第69条中「宣言」を「宣告」に改めるものです。

次に、第98条については、平成16年に印西地区消防組合議会委員会条例が廃止された際の事務手続において、本議会会議規則に用語の削除漏れがあったことから、第98条中「又は委員会」を削るものです。

次に、附則ですが、本案は公布の日から施行するものです。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（酢崎義行） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑に当たっては、発議案賛成者の質疑は妥当性を欠くので、ご遠慮願います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（酢崎義行） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（酢崎義行） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議案第1号 印西地区消防組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決します。

発議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（酢崎義行） 起立全員です。

したがって、発議案第1号については原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酢崎義行） 日程第6、議案第1号 印西地区消防組合暴力団排除条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（伊澤史夫） 議案第1号についてご説明いたします。

本案は、新規条例でございます。千葉県においては暴力団排除条例を制定し、平成23年9月から施行

し、平成25年1月には県内全市町村においても暴力団排除条例を制定し、条例を施行しています。このよう
なことから、印西地区消防組合としても公共事務及び事業からの暴力団排除の取り組みを明確にする
とともに、千葉県と連携して暴力団の排除を推進するため、新たに条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、消防長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（酢崎義行） 消防長。

○消防長（須藤達也） 議案第1号について補足説明をさせていただきます。

お手元の審議資料1-1ページをごらんください。初めに、1の制定要旨でございますが、本案は社会
全体の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的として、暴力団の排除に関する基本理
念、印西地区消防組合及び事業者の責務等、印西地区消防組合の事務等からの暴力団の排除を推進するた
め、必要な事項を定めるため新たに条例を制定するものでございます。

次に、2の条文の内容でございますが、本条例につきましては本則が13条及び附則で構成されてお
ります。

まず、第1条の目的でございますが、本条は条例制定の目的を規定したものでございます。

次に、第2条の定義でございますが、本条はこの条例で用いる用語の意味について規定したものでござ
います。

次に、第3条の基本理念でございますが、本条は条例における基本理念を規定したものでございます。

次に、第4条の組合の責務でございますが、本条は組合の責務について規定したものでございます。

次に、第5条の事業者の責務でございますが、本条は事業者の責務について規定したものでござ
います。

次に、第6条の運用上の注意でございますが、本条はこの条例の運用に当たって、住民の権利を不当に
侵害しないよう、留意事項について規定したものでございます。

次に、第7条の組合の事務等からの暴力団の排除でございますが、本条は公金が暴力団の活動資金とし
て利用されることを阻止するため、第1項に組合が実施する入札への参加の制限などの措置について、第
2項に当該措置を講ずるに当たり管理者その他の執行機関が警察本部長から意見を聞くことについて、第
3項に組合が契約などの相手方に対し、下請契約などの相手方から暴力団組員等または暴力団密接関係者
を排除するための必要な措置を講ずるよう求めることについて規定したものでございます。

次に、第8条の県への協力でございますが、本条は組合が県の暴力団排除に関する施策に協力すること
について規定したものでございます。

次に、第9条の事業者等に対する支援でございますが、本条は事業者及び関係団体が暴力団排除に取り
組むために、組合の支援として事業者等に対する情報の提供などを行うことについて規定したものでござ
います。

次に、第10条の広報活動の充実等でございますが、本条は暴力団の存在が黙認されている社会的な状況
を払拭し、事業者等における暴力団排除の関心及び理解を深めるために、組合が広報活動の充実などの措
置を講ずることについて規定したものでございます。

次に、第11条の管轄署との連携等でございますが、本条は第1項に第9条に規定する支援及び第10条に
規定する措置を講ずるに当たり、組合が管轄署と連携を図ることについて、第2項に暴力団の排除にか
かわったことにより危害を加えられるおそれがある者に対して、警察本部長が保護の措置を行った場合にお

ける組合の協力について規定したものでございます。

次に、第12条の利益の供与の禁止でございますが、本条は事業者に対し、第1項に暴力団の威力を利用する目的での利益供与の禁止について規定し、第2項に暴力団の活動などに協力する目的での利益供与の禁止について規定したものでございます。

審議資料1-2ページをごらんください。次に、第13条の委任でございますが、本条は条例の施行のために必要な事項について、管理者が別に定める規則その他の規定へ委任することを規定したものでございます。

次に、3の附則でございますが、本条例の施行期日でございますが、平成29年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（酢崎義行） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番、山田喜代子議員。

○7番（山田喜代子） 1点だけお伺いします。

そもそもこの管轄の対象地域に暴力団がいるのか、その存在を把握しているのかどうか、その点について伺います。

○議長（酢崎義行） 総務課長。

○総務課長（川上秀人） それでは、お答えいたします。

私どもの管轄の中で暴力団が存在するのを把握しているのかについてお答えいたします。残念ながらちょっと私のほうでは把握できておりません。

以上です。

○議長（酢崎義行） 7番、山田喜代子議員。

○7番（山田喜代子） 暴力団がいないに越したことはないのですが、その把握はしていないと言いますけれども、それは警察と連携して把握をする必要があるのではないかと思うのですが、その点の考え方というか認識はどうなっているのでしょうか。

○議長（酢崎義行） 総務課長。

○総務課長（川上秀人） それでは、その認識につきまして、この条例が制定された後に千葉県暴力団の担当の部署と協議をいたします。要綱を作成したり協定書を結ぶ手はずになっておりまして、その際にちょっと相談してみたいと思います。

以上です。

○議長（酢崎義行） よろしいですか。

○7番（山田喜代子） はい。

○議長（酢崎義行） ほかに質疑はありますか。

9番、竹内陽子議員。

○9番（竹内陽子） それでは、この内容に入るのですが、今までも多分想定なのですが、この管内でも今確認はしておりませんという執行部からお答えありましたけれども、いろいろあると思うの

です。この条例をつくることによって、組合のほうはどういうことが一線を引いて、きちっとこういうことに関して仕事を進められると、どこがポイントになりますか、この条例の施行によって、そこをお尋ねします。

○議長（酢崎義行） 総務課長。

○総務課長（川上秀人） ただいまの質問ですが、どこに影響があるかということに対してお答えいたしますが、具体的に申しますと当消防本部におきましては入札、契約事務についてこういうことが起ころうかということをご想定してございます。

以上です。

○議長（酢崎義行） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（酢崎義行） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（酢崎義行） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

○議長（酢崎義行） 再開します。

議案第1号 印西地区消防組合暴力団排除条例の制定についてを採決します。

議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（酢崎義行） 起立全員です。

したがって、議案第1号については原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酢崎義行） 日程第7、議案第2号 印西地区消防組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（伊澤史夫） 議案第2号についてご説明いたします。

本案は、継続的な厳しい財政事情に鑑み、特別職に対する旅費の日当を恒久的に支給しないとした改正を行うものでございます。

詳細につきましては、消防長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（酢崎義行） 消防長。

○消防長（須藤達也） 議案第2号について補足説明をさせていただきます。

お手元の審議資料2-1ページをごらんください。本案は、平成15年4月1日から平成29年3月31日までの間において、特別措置を設けて日当を支給しないこととしていましたが、平成29年4月1日以降については、恒久的に日当に係る経費を削減するため、日当を廃止するための所要の改正を行うものでございます。

次に、附則ですが、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

なお、本条例の改正に伴い、特別措置にて平成29年3月31日まで支給抑制の延長を図っておりました旅費の特例に関する条例は、今回の改正によってその根拠規定を失いますので、附則において当該条例を廃止するものでございます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（酢崎義行） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（酢崎義行） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（酢崎義行） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第2号 印西地区消防組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（酢崎義行） 起立全員です。

したがって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酢崎義行） 日程第8、議案第3号 印西地区消防組合消防職員の地域手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（伊澤史夫） 議案第3号についてご説明いたします。

本案は、職員に対する地域手当の支給に関する特例期間が平成29年3月31日で終了することに伴い、支給に関する規定を改正するものでございます。

詳細につきましては、消防長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（酢崎義行） 消防長。

○消防長（須藤達也） 議案第3号について補足説明させていただきます。

お手元の審議資料3-1ページをごらんください。本案は、地域手当の構成市における支給割合等を考慮し、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間、支給割合を100分の8にする特例条例を制定しておりました。この特例期限が平成29年3月31日で終了することに伴い、特例期間については規定せず、地域手当の支給率を県内全区域で同率に扱っている千葉県の実給率で同率ある100分の9とするものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（酢崎義行） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番、山田喜代子議員。

○7番（山田喜代子） これによって年間の支出額は幾らになるか、試算されていたら教えてください。

○議長（酢崎義行） 総務課長。

○総務課長（川上秀人） 地域手当の1%の増額によって影響の金額でございしますが、当初予算比で1,031万9,000円の増額となります。

以上です。

○議長（酢崎義行） よろしいですか。

○7番（山田喜代子） はい。

○議長（酢崎義行） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（酢崎義行） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（酢崎義行） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第3号 印西地区消防組合消防職員の地域手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（酢崎義行） 起立全員です。

したがって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酢崎義行） 日程第9、議案第4号 印西地区消防組合消防職員の旅費の特例に関する条例を廃止

する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（伊澤史夫） 議案第4号についてご説明いたします。

本案は、経常的経費の縮減策の一つとして実施しております消防職員にかかわる旅費の日当を支給しないとした特例条例の期間終了に伴い、準用元である印西市職員の支給にかかわる条例の改正の趣旨を踏まえ、当条例については廃止するものでございます。

詳細につきましては、消防長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（酢崎義行） 消防長。

○消防長（須藤達也） 議案第4号について補足説明をさせていただきます。

お手元の審議資料4-1をごらんください。本案は、消防職員に係る旅費の日当を支給しないとした特例期間が平成29年3月31日をもって終了することに伴い、準用元である印西市の平成28年12月議会において職員の旅費に関する条例の一部が改正され、旅費の日当部分については恒久的に支給しないこととした改正を受け、当組合職員における特例措置を規定する必要もなくなったため、本条例については廃止をするものでございます。

次に、附則ですが、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（酢崎義行） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番、山田喜代子議員。

○7番（山田喜代子） この改正要旨で、準用元である印西市職員というふうには、それに倣ってということをやっていますけれども、白井の職員の場合の旅費に関する条例というのはどうなっているかというのは把握されているでしょうか。

○議長（酢崎義行） 総務課長。

○総務課長（川上秀人） 白井市のほうの条例の改正につきましては、既に廃止されております。

以上です。

○議長（酢崎義行） 7番、山田喜代子議員。

○7番（山田喜代子） 白井は既に廃止されているということで、これはいつごろ廃止されているのか、もしおわかりでしたら伺いたいと思います。

○議長（酢崎義行） 総務課長。

○総務課長（川上秀人） 申しわけございません。ただいまちょっと手元に資料がなくて、後ほどお知らせでよろしいでしょうか。

○7番（山田喜代子） 結構です。

○総務課長（川上秀人） 申しわけございません。よろしくお願いいたします。

○議長（酢崎義行） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（酢崎義行） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（酢崎義行） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第4号 印西地区消防組合消防職員の旅費の特例に関する条例を廃止する条例の制定についてを採決します。

議案第4号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（酢崎義行） 起立全員です。

したがって、議案第4号については原案のとおり可決しました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酢崎義行） 日程第10、議案第5号 平成28年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（伊澤史夫） 議案第5号についてご説明いたします。

本案は、事業費等の確定に伴う減額補正でございます。歳入歳出の補正額は、歳入歳出それぞれ1億3,858万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億2,627万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（酢崎義行） 総務課長。

○総務課長（川上秀人） 議案第5号について補足説明させていただきます。

お手元の審議資料の5-1ページをごらんください。このたび補正をお願いいたしますのは、この資料の中の2、予算補正の理由に記載のとおり、職員手当等や共済費の減額による人件費の精算及び消防車両4台の更新整備や白井消防署大規模耐震改修及び増築事業並びに印西消防署大規模改修及び増築に係る実施設計委託など事業費の確定に伴う精算で、1億3,858万5,000円の減額でございます。これら歳入歳出の増減に伴いまして、分担金を精算させていただきました。これによりまして、1の平成28年度歳入歳出予算補正額（第1号）は、補正前の額34億6,486万4,000円から1億3,858万5,000円を減額し、補正後の予算額を33億2,627万9,000円とするものです。

それでは、平成28年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第1号）の8ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書をごらんください。歳出についてですが、3款消防費は、補正前の額31億9,111万3,000円から1億3,702万5,000円の減額となりました。

その主な内訳ですが、11ページをごらんください。2節給料は、給与改定による増加はありましたが、

昇任者の数が当初見込みを下回ったことにより、680万2,000円を減額するものです。

3節職員手当等は、15ページの給与費明細書をごらんください。職員手当につきましては、現在の支給対象者で再算定したところ、職員手当合計で1,942万9,000円の減額となりました。

11ページに戻りまして、4節共済費は、千葉縣市町村職員共済組合負担金の積算根拠となる給料及び職員手当等が減少したことにより負担金が減額したことや、千葉縣市町村総合事務組合負担金に係る退職手当特別負担金を減額したことにより、5,300万9,000円を減額するものです。

8節報償費は、隊長や幹部職員等を対象とした危機管理研修会の執行が終了し、事業が確定したことにより、5万円を減額するものです。

9節旅費は、平成28年度全国消防救助技術大会に出場しなかったことなどにより、113万4,000円を減額するものです。

11節需用費は、燃料費の単価や光熱水費が当初の見込みを下回ったことにより、632万5,000円の減額となりました。

12節役務費は、電話料金等が当初の見込みを下回ったものの、高圧ガス容器耐圧検査手数料が当初の見込みを上回ったことなどにより、37万4,000円の増額となりました。

13節委託料は、印西消防署旧庁舎に係る廃棄備品等の収集運搬処理委託が終了したことや、印西消防署大規模改修及び増築に係る実施設計の事業費が確定したことにより、340万1,000円の減額となりました。

14節使用料及び賃借料は、外部情報からのウイルス等に対するネットワークの強靱化によるセキュリティー強化システムの導入で増額するも、他のコンピュータシステム使用料が当初の見込みを下回ったことなどにより、92万7,000円を減額するものです。

15節工事請負費は、白井消防署大規模耐震改修及び増築工事などの事業費確定により、2,910万2,000円の減額となりました。

18節備品購入費は、高規格救急自動車など4台の消防車両や、総務関係備品に計上しております事務用パソコン等の購入事業、印西消防署新庁舎に係る備品購入などの事業費確定により、1,611万5,000円を減額するものです。

19節負担金補助及び交付金は、消防学校入校に係る入校経費が確定したこと及び消防大学校救急科の入校枠が確保できなかったことなどにより、110万5,000円を減額するものです。

13ページをごらんください。4款公債費は、平成27年度に借入れを実施した平成27年度債の利子償還額が確定したことにより、23節償還金利子及び割引料を156万円減額するものです。

続きまして、4ページをごらんください。第2表、継続費補正につきましては、先ほど15節工事請負費で説明いたしました白井消防署大規模耐震改修及び増築工事が、平成28年度から平成29年度まで、白井消防署大規模耐震改修及び増築工事監理業務委託とともに継続費を設定しておりますので、事業費の確定に伴い、継続費を補正するものでございます。

次に、歳入についてですが、7ページをごらんください。1款分担金及び負担金は、人件費や事業費の精算に伴う歳出予算の減額と繰越金などの一般財源の増額補正によるもので、補正前の予算額27億1,099万9,000円から1億7,149万9,000円を減額し、25億3,950万円とするものです。

構成市別の内訳は、9ページの説明欄のとおりですが、詳細につきましては、この補正予算書の最後の

24ページ、平成28年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第1号）分担金算出表のとおりです。

また、表中の補正予算額、一般分担金欄に記載の消防救急デジタル無線施設整備に係る平成23年度印西市特別分担金の過大算定に伴う精算として、印西市から451万2,000円を減額し、白井市に対して同額の451万2,000円を増額しております。

これは、平成23年度事業である消防救急デジタル無線施設整備に係る事業費について、当時この整備費は補助金を活用し、残りの費用は当時の構成市分担金率で按分し整備しました。なお、印西市負担分については、印西市が東日本大震災の特定被災地であることから、震災復興特別交付税にて措置されることとなり、白井市負担分は起債を充てて整備しました。ところが、今年度になり印西市で震災復興特別交付金の事業費確定に伴う精算を実施したところ、本事業費の過大分が判明したことから、当時に遡及し、印西市分担金の返還依頼がありました。

これは、当時の事業費が入札後に整備費が減額したにもかかわらず、その精算を特別交付税で充てた印西市負担分は減額せず、入札において減額となった全額を白井市減額分として処理してしまったことによるものです。この返還依頼を受け、印西市防災課、財政課及び白井市市民安全課、財政課と協議を行い、今回の補正予算において、当時に立ち返り精算を実施することとなりましたので、分担金算出表のとおり精算を実施いたします。

7ページに戻りまして、2款使用料及び手数料は、飲料自動販売機等の設置に伴う行政財産目的外使用料の算定により、6万5,000円を減額するものです。

3款国庫支出金は、科目存置として計上しておりましたが、今年度対象事業がなかったため、1,000円を減額するものです。

4款県支出金も、科目存置として計上しておりましたが、今年度対象事業がなかったため、1,000円を減額するものです。

5款繰越金は、平成27年度からの繰越額が決算により確定しましたので、7,682万3,000円を追加するものです。

6款諸収入は、飲料自動販売機の設置納付金が当初の見込みを上回ったことなどにより、61万2,000円を増額するものです。

7款組合債は、高規格救急自動車など4台の消防車両や白井消防署大規模耐震改修及び増築事業並びに印西市消防署大規模改修及び増築に係る実施設計委託などの事業費確定により、起債発行額が減少しましたので、4,450万円を減額するものです。

この組合債につきましては、4ページをごらんください。第3表、地方債補正のとおり、事業費の確定に伴い、消防施設整備事業の限度額を7億2,690万円から6億8,240万円に変更しております。

7ページに戻りまして、8款財産収入は、連絡車（バイク）の売り払いの実施による歳入の確定により、新たに8款財産収入を設定し、4万6,000円を追加するものです。

以上で、平成28年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（酢崎義行） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、山田喜代子議員。

○7番（山田喜代子） なかなかページ数を追いかけて説明を聞くのがちょっとかなり大変だったのですが、24ページの特別分担金のことです。白井と印西のことで、印西市が東日本大震災に絡んでの交付金が精算されて、だけれどもそれが返還されて特別交付税、入札でどうのこうのとおっしゃいましたけれども、済みません、メモしたのですが、メモし切れなくて、もう一度申しわけありません、説明をお願いしたいと思います。これは、結局国や県の交付金のこと間違ってしまったのか、それともこちらの事務処理が間違ってしまったか、その辺も含めて済みません、もう一度特別分担金の説明を求めたいと思います。

それと、連絡車、バイク3台の売り払いによって4万6,000円です。このことについて、これバイク3台による売り払って、これは廃車の基準というのか、それがいいのかどうか。この3台売り払うことによって、さらに新たに新規購入があったのかどうか、これは、全消防署に配置されているのかも、あわせて伺いたいと思います。

○議長（酢崎義行） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） ただいまバイクの売り払いのことについて、警防課長の私から答弁させていただきます。

なお、オートバイのことですが、経年劣化及び当初の使用目的が失われ、維持管理費が発生し、費用対効果が認められないことから廃車といたしました。使用年数ですが、3台のことですが、平成元年に使用のもので28年間使用しているものと、平成12年、13年、16年間と17年間使用したものとございます。なお、新たに購入するののかのことについてですが、新たには整備しない予定でございます。それから、全署にあったのかということですが、全署にはございません。牧の原消防署、印西西消防署、西白井消防署にあったものとございます。

以上です。

○議長（酢崎義行） 総務課長。

○総務課長（川上秀人） それでは、私から特別交付税の返還要求について詳しくご説明させていただきます。

当時平成23年度事業という形で、消防救急デジタル無線の施設整備をやったわけなのですが、この費用を捻出するに当たり、まず補助金をいただきました。それで、補助金をいただいた残りを構成市割で当時の分担金率で割ったわけなのですが、そのときに印西市分については復興特別交付税がつきますというご説明で当消防組合のほうにも歳入されて、もう初めから歳入されておりました。その後、入札を実施しまして事業費が縮小しました。そこで、補助金はもちろん縮小した補助金で修正し、精算をしておったところなのですが、特別交付税については、当時の考え方からして精算はしないというような勘違いをしております、これは構成市の財政当局とも話をしたのですが、精算をしないという認識のもと減額をいたしませんでした。本来は、451万2,000円を印西市は減額するはずだったのですが、それをせずに、その451万円の減額分を白井市のほうを助けるというのか、そちらのほうに回せば、より得でしょうということで、そういう精算方法をやってしまいました。その後、今年度になりまして、やはり特別交付税といえども精算するということが判明しまして、当時に立ち返り精算すべきという形で判断したわけでございます。

以上でございます。

○議長（酢崎義行） 7番、山田喜代子議員。

○7番（山田喜代子） つまり特別交付税は精算しないと勘違いしていたのですか、印西市ですか、それとも組合か。そもそも交付金がついたのに、そのときにちゃんと国から、これ国だと思いますけれども、そういう説明というか、ちゃんと文書であったにもかかわらず、それを見落としたのか、その辺の責任の所在というか、そもそも交付税そのものは精算したら返さなければいけない仕組みなのか、それともこの場合に限ってはどうかのって、その辺もう一度説明していただきたいと思いますが、その当時白井に回したと言うけれども、そのとき白井の事務方というのはどういう処理をしたのか、白井と印西がお互い間違ったのか、ちょっとその点もう一度確認したいと思います。

それと、バイク、28年も使ったということで廃車、3つの消防署にあったけれども、もうそれは廃車となって、結局新規の購入もないということで、全ての消防署にはもうバイクはないと、そういうことなのでしょう。バイクがなくてもいいのですか。いいのだったら、では何で今まで3台あったのでしょうか、ちょっとその点について伺います。

○議長（酢崎義行） 総務課長。

○総務課長（川上秀人） それでは、私から特別交付税の認識についてご説明いたしますが、当時こちらの方策につきましては、当消防組合と印西市、白井市の協議において行ったものでございます。当時は交付税についての返還の認識はなく、後で誤りに気づいたというのが本音のところであります。

以上です。

○議長（酢崎義行） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 新たに設けないのかということ、全署にないものを廃車にするのかということでございますが、まず当初の目的として昭和の時代から連絡車として使われていたのが主な業務となります。それが業務の進歩により、各消防署との連絡は全市でインターネットがつながって、連絡事項が伝わることになりましたので、それによってほかの事業はないのかということで継続してきたのですが、車の修理費等、ただ乗るためには自賠責保険というのがかかります。それを含まないと費用対効果がないだろうということになりましたので、廃車するような次第でございます。ですから、新規事業も今のことから実施しないということになります。

以上です。

○議長（酢崎義行） 7番、山田喜代子議員。

○7番（山田喜代子） バイクについては、もうネットの社会で必要なくなったということがわかりました、それは。

それと、組合と白井と印西、それぞれの協議のときに返還するという認識なかったというのは、それはもうこの3者がなかったのですか。誰も気がつかなかったのですか。さっき私が質問したように、返還の必要があるということ、交付金を出した時点で国からの説明があったのか、その点について、そもそも交付金、その2点。

○議長（酢崎義行） 消防長。

○消防長（須藤達也） まず、3者がなかったのかという質問に対しては、厳密に言うと間違えたのは私ど

もしかかもしれません。ただ、構成市にもご相談を差し上げたのは事実でありまして、この特別交付税、駆け込みで国が支払ってというか、平成23年の3月末に、もう特別交付税として予算の段階の金額を既に支払ってしまったということで、うちにも納入されたと、実際に事業が行われたのは平成24年度になって事業を実施したというような継続事業になっておりまして、そのような関係で特別交付税がそのとき精算をされるとか、されないとかという説明は一切ございませんでした。

以上です。

○7番（山田喜代子） わかりました。

○議長（酢崎義行） ほかに質疑はありません。

9番、竹内陽子議員。

○9番（竹内陽子） それでは、12ページのところにありますことを何点かお伺いしたいと思います。

15節の庁舎等工事のところ、これ減額になっております。入札のときいろいろ大変だったと思いますけれども、かなりの金額ですけれども、どういった意味でこの減額になったのかということです。

それから、その下にあります備品購入費、これはいろいろな自動車4台購入しておりますけれども、これも減額になっている。一番上にあります救急自動車、これ300万強の減額になっております。たしかこれは今年の7月1日に購入するに当たり、いろいろ議案として説明があったと思うのですけれども、たしか私は救急車約3,000万ぐらいだということで、艀装車でもそんなにかかるのですかというようなことで、いや、今は高規格なので、いろいろ整備をするのでお金がかかるということなのだと思いますけれども、ここで300万減額になっているのです。ですから、入札の際の見積もり、予定価格、こういったもの、どういうふうに見込んでいたのかなというふうに思うのです。なぜこのことを聞くかといいますと、先ほど管理者が無駄のない、実効性のある予算と、これは平成29年度に対しておっしゃったと思うのですけれども、これは毎年同じことだというふうに思います。それで、なかなかこの予算の中で見積もりをしていくということは大変なのですが、この組合はそれぞれ負担金で予算を組んでいるわけですけれども、たまたま私は今回我が白井の消防費ってどのぐらいなのだろうかというふうに、地方交付税で来るのはどのぐらいなのだろうかというのを調べましたら約8億ぐらいなのです。そうしますと、うちの負担金は10億ですから、2億ぐらいこれ一般財源から投入させているということになるわけです。そういう意味だけではなく、税金を無駄なく使うという中で、やはりこういった一つ一つの処理をきちっとしていかなければいけないという中で、減額になっているのが非常に目立つので、戻ってくることはありがたいことなのですが、問題はその前段にあった見積もり方、考え方、そういったことをどうやってきたのかということをお伺いしたいというふうに思います。

それから、15ページになります。職員手当の内訳で時間外手当というのが出ておりますけれども、どのような事例でこの時間外というのが消防職員の場合には出てくるのかということをお教えいただきたいと思っております。

それから、20ページのところです。この一番上に定年退職及び勸奨退職にかかわる退職手当、この一番右にある退職のその他の加算措置等という、こういう事例というのはあったのでしょうか。

それから、21ページにあります交通費、通勤手当です。これ国のほうは5万5,000円まで、組合はないと思うのですけれども、全額支給という形をとっておりますけれども、この理由と、それから実態はどう

なのか、ご説明いただきたいと思います。

以上です。

- 議長（酢崎義行） 執行部の答弁の時間ですが、ここで休憩したいと思います。11時15分まで休憩します。
休憩 午前11時04分
-

再開 午前11時13分

- 議長（酢崎義行） 再開します。
休憩前に引き続き会議を開きます。
総務課長。

- 総務課長（川上秀人） それでは、私から5点ほど答えさせていただきます。

まず初めに、予算書12ページの15節工事請負費が下がった、減額になった理由でございます。庁舎の工事としまして、白井消防署大規模耐震改修工事及び増築工事の入札差金としまして2,851万円を減額するものです。そのほか庁舎等の工事としまして、印西消防署の工事なのですが2万円、インターネット回線工事を当初そこに、工事に入れたおったところなのですが、別段インターネット回線工事は違う科目にて支出するというので、2万円を引いた金額で2万円を減額、さらに空調改修工事としまして2階の機械室が、サーバー室があるのですが、そこを中心とした空調が不調になりまして、入札実施後57万2,000円の減額をしたものでございます。工事費についての内訳は以上でございます。

続きまして、備品でございますが、備品につきましては、全てここに書いてあるやつは入札を実施した差金を減額するものでございます。また、予算見積もりの理由につきましてですが、当時予算を積算するときには見積書等を取りまして、あと類似団体等の価格動向調査を実施しまして、それを予算計上したものでございますので、根拠のある数字というのを前提に出したものでございます。ただ、入札を実施したときにはそれだけ企業努力もあったと私は考えておりますが、減額になったというところでございます。

続きまして、4項目めの時間外手当の内容でございます。こちらにつきましては、28年度で申し上げますと、まだ途中なのでございますが、火災救急出動等に時間外が、前回の山田議員様の一般質問でもお答えさせていただいたのですが、正規の勤務時間以外に出動等がかかりますと、それは全て時間外勤務手当になってしまいます。こういうことから、その出動回数に応じた時間外手当の支出と、それから防災訓練や救急講習等、依頼された訓練についても講師として出向いたしますが、当務隊でいきますと、当務隊が途中で出動となりますと、その受講者を置き去りにして災害現場に行ってしまうということになりますので、必要最低限度の非番者、時間外対象者を置いて対応している関係で、時間外が発生するところでございます。

続きまして、救助訓練について、訓練を当務だけでは足りませんので、他署との連携がありまして、非番のときに実施するということから、訓練についても時間外を支出してございます。そのほか消防団に関する訓練や出初め式等の消防団事務、こちらについても当務隊ももちろん行くのですが、非番として行く場合には時間外を支出しているような内容でございます。それと、これ日勤、隔日、泊まり勤務込みなのですが、会議がありますと、こちらのほうも時間外対応になります。なぜかといいますと、うちのほうは7署に分かれておりまして、1つのところに集まって会議をするわけなのですが、そうしま

すと当務している方が来るというのは非常に消防力が下がってしまいますので、通常は非番になって当務隊から外れた場合に消防本部に来ていただいて会議を実施すると、こういうときなどは全て時間外対応という形になります。そういったことで、その他研修とか、そういったことに対して時間外を支出しておりますので、そのような内容でございます。

続きまして、5点目の20ページです。20ページにおける定年退職及び勧奨退職者に係る退職手当の欄のその他加算措置等、定年前退職、早期退職等特例措置の部分でございますが、こちらにつきましては早期退職者制度でございまして、こちらのほう、うちのほうも条例定数まだ満たしていない状況の中では、制度はあるのですが、適用は一人もおりません。また、勧奨退職のほうにつきましては、実施しておりますが、例年何人かは出ているのは事実でございます。

最後になります。21ページ、通勤手当の件でございますが、こちらのほうの制度につきましては、印西市の条例を準用しておりますので、全額支給という形になります。ただし、国が定めています5万5,000円ですか、こちらの支給までいくような事例はございません。

以上でございます。

○議長（酢崎義行） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 救急車の購入について、警防課からご説明申し上げます。

まず、見積もりの根拠ということでございますが、救急車をつくる場合に仕様書というものをつくりまします。これは普通のトラックとかバンタイプの車の仕様書ではありませんので、特殊だということの位置づけを言葉と文言に合わせて物を、それこそ一言一句精査いたしまして、救急車をつくるような仕様を課内で検討いたしまして業者様に見積もりをいただきます。見積もりをいただくときにも4項目に分けてございます。救急車の車両と、それをどうやって艤装するのだ、改造するのだということと、それを取りつける、収納するスペースとか付属品、それから私ども印西地区消防組合の救急車は全て高度救命処置をできる車ということで、その部品、積載品はこれだというものを書きまして、あとは補助対象外のものと、それを取りつける付属品はということでも明言してございまして、それでメーカーに見積もりをいただいております。ですので、高い見積もりとおっしゃいますが、メーカーの数字をあくまでもいただいて、それを予算化としてございます。近隣の消防本部もちょっと調査いたしましたところ、私どものほうでもそのような高い仕様にはなっていないのではないかと考えております。

それから、先ほど総務課長が述べましたとおり、あくまでもこの減額については入札のときに減額になったものと私どもは考えております。

以上です。

○議長（酢崎義行） 総務課長。

○総務課長（川上秀人） 申しわけございません、1点、私の先ほどの答弁で訂正をさせていただきます。

早期退職者制度の対象年齢を40歳という形でお答えさせていただいたのですが、正式には45歳からになりますので、申しわけございませんでした。訂正とさせていただきます。

以上です。

○議長（酢崎義行） 9番、竹内陽子議員。

○9番（竹内陽子） それでは、2回目の質問をいたします。

まず、初めからいきますけれども、庁舎の工事です。これは先ほどいろいろ引いたものがありますけれども、それでも減額金額を見ると2,800万強あるわけです。先ほど引いたものはそんな金額ではないのですけれども、根本的に安くなることはいいのですけれども、入札の際のときの金額の見きわめ方というのがどうだったのかなというのが非常に気になる場所なのですけれども、これは積算して出して出すものですから、そこはなかなか難しいことが出てくると思うのですけれども、今回この予算ずっと見ていますと、かなり減額、減額ということで、中でもこの入札したのも減額、減額、見積もり方にちょっと甘さがあったのではないかなというのが補正予算から見てうかがわれるのですけれども、それは努力した一面もあります。ですけれども、入札に関するところは、この見きわめがどうだったのかなというのが非常に気になる場所です。その辺はどう考えていらっしゃるかということ再度聞きます。

それから、この自動車に関してです。お話ありましたけれども、これ私自分の記憶の中に、ここに資料ありますけれども、再三この入札のときもトヨタ1社でした。1社なのですかと、それから艤装をするのですけれども、こんなにかかるのですか、救急車が3,000万もかかるのですかということをお尋ねしたと思います。そのときには、担当課長から、そうです、高規格のものを整備していくので、そういうものかというふうにして伺っていたのですけれども、減額見ると300万、一口に300万と言いますけれども、3,000万強に対して1割、こういったところはどうなっているのだろうかというふうに思うのです。それぞれの自動車についても同様なことが思われるのですけれども、答弁のほうはこうこう、こうだからこうだというふうにお答えいただいても、そこに見積もったことと結果が出たことに対して、結果としてどう考えたかというところはやっぱりお伺いしたいというふうに思います。

次、20ページのところはわかりました。該当者45歳以上で、この加算措置等には該当がなしということ。

それから、通勤手当もわかりました。

その前に、ここです。10ページのところの時間外手当、これはよくわかります。本当に職員の方が苦勞されていることよくわかります。毎度申し上げますけれども、私の家から真下のところは西白井消防署です。12月31日も訓練、1月1日も訓練、本当に大変なことだというふうに思います。これからうかがわれることは、見えてくることは、大変工夫して会合に出たり訓練をしたり、行事に出たりということはわかるのですけれども、ということは条例の中に適正数というのが266人ということがありますが、253人でやっている当組合、この問題、非常に無理しているところがあるのではないかな。やはり先ほど救急の搬送が増になっているというのが管理者から挨拶の中にございました。そういうことも含めて、この時間外手当の金額が云々ではないのです。ここから見えてくるものは、今言ったようなことが生じていないのか、職員に無理はないのか、そういったところはどう考えられているのか、この数字から私は疑問に思うので、そのことをお答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（酢崎義行） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 救急車の見積もりのあり方ということと、どう考えているのかということについてお答えさせていただきます。

なお、見積もりにつきましても適正な見積もりと、それから入札に関しましても適正な入札と警防課では考えております。

以上です。

○議長（酢崎義行） 消防長。

○消防長（須藤達也） まず、工事等の見積もりについてですが、この積算はやはり私ども単独ではできませんので、工事業者を決める際には設計業者の意見を聞きながら、私どもで構成市のほうとも調整をしながら、決めている部分がございます。この工事金額については、ご承知のようにオリンピックの関係でどんどん人件費が上がったりした部分がございます、ちょっと見えない部分もあったのは事実でございます。その分工事関係者が努力してこういう金額になったと私どもでは考えております。

あと、時間外のほうで人員のほうですが、今の247名の体制、今の車両を動かしている中では適正な状況であると認識しております。今後266にしていくに向かって、この後牧の原消防署ではポンプ車と救急車の乗りかえ運用の部分の強化をさせていただくという部分を含めて、段階的に人員の整備をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（酢崎義行） 9番、竹内陽子議員。

○9番（竹内陽子） 考え方としては、わかってまいりましたけれども、この自動車の問題です。来年度も購入する自動車ありますね。救急車だと思います。今年度よりぐっと下がっています、見積もりが。ちょっと今開くのであれですけども、ですからよく見積もりを考えれば、そういう数字がきちっと出てくるのかな、今年度と来年度の予算を比較すると、そういうことも見えてくるのです。だから、28年度の補正のこの減額に当たっては、この自動車を入札する際の見積もり方というのはちょっと甘かったのではないかなというふうに、これは見られます。プラスになっているわけではない、減額になっている。本当組合としてはありがたいのですけれども、大変なお仕事でしょうけれども、そういうところに甘さがあったのではないかなというふうに思われますけれども、再度伺います。

○議長（酢崎義行） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 29年度予算では、かなり下がっているのではないかということのご質問でございますが、29年度予算を見積もる段階で警防課の中で新たに載せかえ可能な備品については全て載せかえができるものを選別しようということを選びまして、必要最小限の備品購入でどうだということを課内でもみまして、この金額になったものでございます。

以上です。

○議長（酢崎義行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（酢崎義行） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（酢崎義行） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 平成28年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。議案第5号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(酢崎義行) 起立多数です。

したがって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(酢崎義行) 日程第11、議案第6号 平成29年度印西地区消防組合一般会計予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者(伊澤史夫) 議案第6号についてご説明いたします。

本案は、住民の安全と安心を守るため消防体制の機能強化を図るもので、平成29年度の予算額を33億3,935万8,000円とするものでございます。主な取り組みといたしましては、平成28年度からの継続事業である白井消防署大規模耐震改修及び増築事業や印西西消防署大規模改修及び増築事業並びに消防ポンプ自動車など消防車両の更新整備事業を計上し、消防体制の充実強化と施設の改善及び長寿命化などを考慮した予算編成としております。

詳細につきましては、総務課長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長(酢崎義行) 総務課長。

○総務課長(川上秀人) 議案第6号について補足説明をさせていただきます。

お手元の審議資料6-1ページをごらんください。平成29年度印西地区消防組合一般会計予算における予算編成方針につきましては、構成市の厳しい財政状況の中、庁舎の長寿命化や機能強化を図るとともに、消防車両の更新整備を実施し、消防力の維持、強化に努めているところでありますが、今後人件費及び公債費が増加すると予想されており、このような状況を全職員が十分認識し、新規事業の必要性や効果を厳しく見きわめるとともに、現在有している事務環境や資機材を十分活用することで、必要不可欠な予算の編成に取り組んだところであります。

次に、6-2ページ、3の一般会計、(1)の予算規模をごらんください。平成29年度の予算につきまして、主な事業は、白井消防署大規模耐震改修及び増築事業、印西西消防署大規模改修及び増築事業並びに消防ポンプ自動車など消防車両4台の更新整備事業等により、33億3,935万8,000円の予算計上となりました。

なお、時間の都合上、以下、白井消防署大規模耐震改修及び増築事業を白井消防署改修事業、印西西消防署大規模改修及び増築事業を印西西消防署改修事業と述べさせていただきます。

続きまして、(2)、歳入予算の状況と6-3ページ、(3)、歳出予算の状況につきましては、この後の6-6ページ、歳出予算性質別の概要及び平成29年度印西地区消防組合一般会計予算の説明で詳しく申し上げます。

次に、6-5ページをお願いします。4の一般会計における将来の財政負担ですが、地方債現在高については、立替施行を含む消防庁舎や用地、消防車両の整備費及び指令センター共同運用整備などで発行した地方債によるものです。平成29年度末では、白井消防署改修事業、印西西消防署改修事業並びに消防ボ

ンプ自動車など消防車両2台の更新整備事業などによる借入れを予定しております。なお、地方債現在高のうち、立替施行の起債分につきましては特別分担金の対象となっており、債務負担行為の未払い残高については、その全てが立替施行による庁舎や用地の取得費償還金で、全て特別分担金の対象となっております。

次に、6-6ページ、歳出予算性質別の概要ですが、平成29年度予算の総額は33億3,935万8,000円で、本年度に比べ3.6%、1億2,550万6,000円の減額となりました。性質別区分の内訳ですが、人件費が20億7,891万4,000円です。給料及び職員手当の増額があったものの、共済費の減により本年度との比較では0.1%、166万2,000円の減額となります。内訳は、議員報酬、非常勤特別職等の報酬及び平成29年度に在籍する消防職員の給与、共済費です。平成29年度の職員数は254人で、再任用職員5人を含めると259人となり、全体数では7人の増員となります。ただし、育児休業の職員が1人いるため、実質の職員数は253人で、再任用を含めると全体数では258人となります。

次に、扶助費は2,664万5,000円で、1.7%、46万円の減額となります。

次に、公債費は2億1,904万5,000円で、12.9%、3,236万7,000円の減額となります。これは、平成27年度に千葉県市町村振興協会から借入れを実施した印西消防署高規格救急自動車及び千葉県からの借入れである平成27年度分印西消防署庁舎建設事業の元金償還が新たに発生したものの、平成23年度に借入れを実施した印旛消防署高規格救急自動車及び本埜消防署水槽付消防ポンプ自動車並びに指令センター共同運用整備事業と消防救急無線デジタル化整備事業の償還が終了したことによる減額の要因のほうを上回った関係で減額したものです。これら義務的経費の総額は23億2,460万4,000円で、1.5%、3,448万9,000円の減額となります。

次に、投資的経費の普通建設事業費につきましては7億6,991万2,000円で、9.7%、8,281万9,000円の減額となっております。内容は、6-6ページ下段の主な取り組みの消防体制の整備及び消防組織体制の整備の項目に記載しておりますが、白井消防署改修事業及び印西西消防署改修事業並びに消防車両4台の更新整備事業等となっております。

なお、白井消防署改修事業や印西西消防署改修事業については、事業期間が2カ年にわたっているため、それぞれの工事監理業務委託とあわせ、白井消防署改修事業は平成28年度から平成29年度まで、印西西消防署改修事業は平成29年度から平成30年度までの継続費を設定するものです。また、普通建設事業費の単独分には、公有財産購入費として、西白井消防署、牧の原消防署の施設と用地等の取得に要する経費を計上しております。

次に、その他の経費のうち物件費につきましては1億6,542万2,000円で、5.6%、980万5,000円の減額です。

次に、維持補修費につきましては779万5,000円で、5.8%、43万円の増額です。主な内容は、印旛消防署トイレ改修工事及び印旛消防署訓練塔修繕工事並びに西白井消防署修繕設計委託など施設の機能を維持させるための経費を計上しております。

次に、補助費等につきましては5,162万5,000円で、2.3%、117万7,000円の増額となります。主な内容は、平成25年度から運用が開始されているちば消防共同指令センターと消防救急無線デジタル化に係る負担金などを計上しております。

次の予備費は、前年度と同額の2,000万円を計上しております。

以上が歳出予算の性質別概要となります。

なお、ページ下に主な取り組みを記載しましたが、性質別概要で説明したほかに、救急救助体制の充実強化として、救急救命士を1人養成します。

次に、6—7ページ、歳入予算科目別の概要及び6—8ページの歳出予算目的別の概要につきましては、この後の一般会計予算書の説明と重複しますので、省略させていただきます。

それでは、平成29年度印西地区消防組合一般会計予算をごらんください。それでは、歳出からご説明させていただきます。11ページをごらんください。1款議会費は204万5,000円で、本年度と同額となります。議会費の内訳は、議員10人の報酬、議長交際費、会議録の作成委託料などです。

次に、2款総務費は34万4,000円で、本年度に比べて5万円の増額となります。これは正副管理者等の報酬、管理者交際費などを計上している1項総務管理費において、行政不服審査会委員報酬を新規に予算計上したことによるものです。

2項監査委員費は、監査委員の報酬などで、本年度と同額となります。

次に、3款消防費は30億9,792万4,000円で、9,318万9,000円の減額となります。節別に申し上げますと、1節報酬は、労働安全衛生法令に基づく産業医の報酬36万円で、職場巡視や職員の健康相談を予定しております。

2節給料は、職員253人及び再任用職員5人の258人分で9億7,451万円です。前年度に比べ976万円の増となります。増員の主な要因は、再任用職員が1人減ったものの、職員が7人増員したことによります。なお、先ほども申し上げましたが、無給である育児休業中の職員がいるため、本来の職員数は254人ですが、給与予算措置人数は253人となっております。

次に、3節職員手当等は7億8,003万1,000円です。1,736万4,000円の増となります。

19ページの給与費明細書をごらんください。職員手当につきましては、勤務実績と予測により計上させていただきました。

12ページに戻りまして、4節共済費は3億4,986万8,000円で、2,929万6,000円の減となります。減額の要因は、昨年度まで計上していた千葉県市町村総合事務組合負担金における退職手当特別負担金を計上しなかったことによるものです。

5節、災害補償費につきましては、科目存置として1,000円を計上しました。

次に、8節報償費は、火災等における消防協力者への表彰及び防火コンクール表彰記念品並びに外部講師による講習会の講師謝礼等などとして40万6,000円を計上し、4万円の減となりました。

9節旅費は188万1,000円で、前年度に比べ82万7,000円の減となります。減額の要因は、全国消防救助技術大会の開催場所の変更及び消防車両の更新整備に伴う中間検査が前年度と比較して減少したことによるものです。

10節交際費は26万円を計上させていただきました。

11節需用費は7,303万4,000円で、前年度に比べ449万8,000円の減額です。これは燃料費及び修繕費の減額が主な要因です。

12節役務費は、12ページの火災保険料から13ページ中段の引火点測定試験手数料までの1,078万5,000円

で、44万4,000円の増額です。これは、自動車保険料及び消防無線再免許申請に伴う、その他手数料の増額が主な要因です。

13節委託料は5,765万5,000円で、3,081万4,000円の減となり、減額の主な要因は、印西消防署大規模改修及び増築に係る実施設計委託の終了に伴う減額によるものです。

次に、14節使用料及び賃借料は2,073万3,000円で、158万2,000円の増となります。主な要因は、外部情報からのウイルス等に対するセキュリティーを強化したことにより、コンピュータシステム使用料が増加したものです。

次に、15ページ、15節工事請負費は5億8,105万8,000円で、5,701万1,000円の増額です。増額の主な要因は、印西消防署改修事業の着工及び平成28年度から平成29年度までの継続事業である白井消防署改修事業の平成29年度工事費が、平成28年度工事費と比較して大きくなっていることによるものです。

17節公有財産購入費は9,315万8,000円で、3万8,000円の増額です。

18節備品購入費は1億502万7,000円で、1億1,497万1,000円の減額です。これは消防車両の更新整備事業に伴う事業費が前年度と比較し減少していることが主な要因となります。

19節負担金補助及び交付金は4,808万1,000円で、119万9,000円の増額です。

27節公課費は、消防車両の車検に伴う自動車重量税107万6,000円です。

次に、17ページ、4款公債費ですが、1目元金は2億141万1,000円となり、平成23年度に借入れを実施した印旛消防署高規格救急自動車及び本埜消防署水槽付消防ポンプ自動車並びに指令センター共同運用整備と消防救急無線デジタル化整備の元金償還が終了したことから、3,268万4,000円の減額となります。

公債費の2目利子は1,763万4,000円で、31万7,000円の増額です。増額の要因は、28年度に借入れを実施した印西消防署庁舎建設事業及び白井消防署改修事業並びに印西消防署改修事業に係る実施設計委託などの利子償還が開始されることによるものです。

5款予備費は、予期せぬ支出に備え、2,000万円を計上させていただきました。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入を説明させていただきます。9ページの歳入歳出予算事項別明細書の2、歳入をごらんください。1款分担金及び負担金の総額は27億11万円で、1,088万9,000円の減額となります。内訳は、一般分担金が24億9,518万円で、942万円の減額となります。主な要因は、物件費や公債費の減によるものです。特別分担金は2億493万円で、146万9,000円の減額です。主な要因は、白井市特別分担金の該当となるデジタル無線整備の償還が平成29年度上半期で終了することによるものです。なお、一般分担金の負担割合につきましては、消防費に係る基準財政需要額割100%となっております。構成市それぞれの分担金の内訳及び積算根拠につきましては、30ページの平成29年度印西地区消防組合同一般会計予算分担金算出表に記載のとおりでございます。

9ページに戻りまして、2款使用料及び手数料は159万6,000円で、本年度とほぼ同額となります。

3款国庫支出金につきましては、事業予定はありませんが、科目存置として1,000円を計上しております。

4款県支出金についても29年度は対象がありませんので、科目存置として1,000円を計上しております。

5款繰越金は2,000万円を計上しております。

次に、6 款諸収入は605万円で、職員の生命保険料等徴収代行手数料や庁舎内に設置しております自動販売機の設置納付金、電気料などです。

次に、7 款組合債につきましては、白井消防署改修事業や印西消防署改修事業並びに消防車両 2 台の更新整備事業等に係る地方債で、6 億1,160万円を計上いたしました。

最後になりますが、平成28年度当初予算で一時借入金の借り入れの最高限度額を 3 億としていたものを、平成29年度では 1 億円に減額設定するものです。これは白井消防署改修事業や印西消防署改修事業等に伴う支出による資金不足に備えるものです。ただし、こちらのシミュレーションでは分担金納入の比率にて対応できると考えておりますが、念のため設定するものでございます。

以上で、平成29年度印西地区消防組合一般会計予算の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（酢崎義行） 説明が終わりました。

ここで休憩いたします。午後 1 時まで休憩します。

休憩 午前 11 時 55 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（酢崎義行） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

質疑は 2 分割で行います。初めに、1 ページから 11 ページまでの歳入、歳出議会費、総務費などを行い、次に 11 ページ下段の消防費、公債費、予備費及び給与費明細書から 30 ページの一般会計予算分担金算出表までを行います。その後、一般会計予算の討論、採決を一括して行います。

まず、一般会計予算書の 1 ページから 11 ページ、総務費までの間で質疑はございませんか。

7 番、山田喜代子議員。

○7 番（山田喜代子） 今から 1 から 11 までの間の質問しますが、その前に議案審議資料というところを今最初に質問していいでしょうか。

○議長（酢崎義行） はい、どうぞ。

○7 番（山田喜代子） いいですか。では、審議資料の 6-1 から質問します。

この中で、経済情勢と地方財政という 1 番として出ています。それぞれ印西市ではということで印西市の状況、白井市ではということで、それぞれの自治体の状況が入っていますけれども、この中の文章の中で下から 2 番目で、白井市の財政調整基金の適正規模とされる約 10 億円を確保するためとありますけれども、この 10 億円というのは白井市が出してきた数字ですけれども、このことについての数字の根拠を組合としておわかりでしたらば、お答えいただきたいと思っております。これが 1 点目。

2 点目が、議案審議資料の 6-2 です。一番上の予算編成に当たって、これもここで質問します。このことについて、職員数の 253 人、うち再任用 6 人ということで、説明の中で育児休業の方がいらしているという話でした。このときに育児休業の方の収入補償があるのかというのを伺いたいと思っております。

それと、次に審議資料の 6-5、⑦で補助費等で指令センターの増によるとあります。指令センター共

同運用負担金というのは、もう私固定の負担金かと思ったのですけれども、これそれぞれ違うようなので、その辺の計算根拠についても伺いたと思います。これが審議資料の質問です。

次に、1から11までの間の質問をします。9ページです。9ページで市分担金の中で、それぞれ一般分担金と特別分担金の中で白井市特別分担金って、デジタル無線終了という説明がありましたけれども、ちょっとこの辺についての詳しい説明をしていただきたいと思います。

それと、最後に11ページの総務費で一般管理費、行政不服審査会委員報酬、これ5万円ですけれども、説明の中で新規というふうにありました。これなぜ新規に計上したのか、その点について、その理由を伺います。

以上です。

○議長（酢崎義行） 総務課長。

○総務課長（川上秀人） それでは、私からは山田議員さんの4点お答えさせていただきます。

まず1点目、審議資料6-1、財政規模に応じる白井市財政調整基金の適正規模とされる10億円の規模の根拠についてはどうなっているのかという、組合で把握できているのかということについてお答えいたします。まず、この10億円の規模の根拠でございますが、白井市に確認したところ、平成27年度決算で白井市が考えている白井市標準財政規模は113億8,604万8,000円ということでございます。これにつきまして、適正規模とされる約10億円の根拠ということですが、国の規定等はありませんが、一般的に言われているこの標準財政規模の10%であるというところから、約10億円として目標としているとのことでした。以上であります。

2点目、育児休業の補償はあるのかというところでございますが、現在1人が育児休業中でございますが、子供が生まれて8週間を経過しますと無給となります。無給の期間につきましては1年間ですが、市町村職員共済組合から補填、給与額の7割の補填が、支出があるということ聞いております。

続きまして、9ページのデジタル無線の分担金……済みません、ちょっとそれ一回飛ばさせていただきます、P11です。行政不服審査会委員報酬の5万円の増加なのですが、こちらにおきましては昨年度の、今年の3月に開会されました議会において、印西地区消防組合行政不服審査法施行条例の中で、行政不服審査会を置きますということで、条例が規定されておることから、新たにこの委員を設け、報酬を設定するものでございます。

それから、9ページの先ほど1点漏れましたが、9ページの白井市のデジタル無線分担金というのを、もう一度済みません、質問していただきたいと思います。確認の意味で、申しわけございません。先ほどの補正のやつとは別な話としてよろしいでしょうか。

○議長（酢崎義行） 反問として、どうぞ。

7番、山田議員。

○7番（山田喜代子） 済みません、説明を伺ったときにデジタル無線が終了したからということ聞いたので、その説明をもう一度伺いたと思います質問しました。

○議長（酢崎義行） 総務課長。

○総務課長（川上秀人） このデジタル無線の起債が終了した。23年、24年度に整備したのですが、補正では本来は払わなければいけなかったのを印西市のほうが交付税のほうで払ったという解釈で、今度は白

井市のほうが今度払うということになりましたが、こちらの今のお話は、そのときに起債を起こした起債なのですけれども、29年度の前期でその起債が終了するという事です。25年度からの起債償還が白井市も始まりまして、それが29年度の上半期で終了するという意味でございます。

以上でございます。

○議長（酢崎義行） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 私からは、指令センターの共同運用負担金のことについてご説明申し上げます。

共同運用負担金でございますが、実費ということで電気改修費用等の増額のもので、来年度からは負担金率、これは以前までは国勢調査は22年の国勢調査の案分の人口を使っておりました。しかしながら、平成27年度国勢調査の人口案分が出たことから、増額になったものでございます。

以上です。

○議長（酢崎義行） 7番、山田喜代子議員、2回目です。

○7番（山田喜代子） 先ほど育児休業で組合から7割の負担が出るというのは1年間、ではその後、例えば3年休むとしたら、育児休業は3年とおっしゃいましたけれども、では2年間は無給ということで、それででは夫も休むとなったら全く、夫のほうも同じ組合員でしたら7割の支給という、同額支給ということになるのですか、その点について伺います。

○議長（酢崎義行） 総務課長。

○総務課長（川上秀人） 申しわけございません。もう一度質疑のほうをお願いしたいと思います。

○議長（酢崎義行） 7番、山田喜代子議員。

○7番（山田喜代子） 妻のほうが育児休業を余りとならないで、要するに夫である組合の組合員がとった場合は、それも同じように補償されるということでしょうか。

○議長（酢崎義行） 総務課長。

○総務課長（川上秀人） 全く同じでございます。

○議長（酢崎義行） よろしいですか。

○7番（山田喜代子） はい。

○議長（酢崎義行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（酢崎義行） ないようですので、これで総務費までの質疑を終わります。

次に、一般会計予算書の11ページ、消防費から30ページまでの間で質疑はありませんか。

9番、竹内陽子議員。

○9番（竹内陽子） それでは、何点か伺っていきます。

まず、12ページにあります需用費、この燃料費が減額になっております。今燃料費が上がりつつある状況なのですけれども、これは一体どういうふうな判断をされているのでしょうか。

それから、13ページから14ページにかけての委託料です。この中で、13ページの中間あたりにある高圧受電設備の清掃委託料、こういった清掃の委託料、それから14ページにもありますように、中段よりちょっと上、庁舎の清掃とか3つ並んでおりますけれども、ここもかなり減額になっておりますけれども、人件費もそんなに下がっていない。こういった清掃とか、そういうことに関する委託料が昨年度から比べる

とかなり減額になっている、この要因というのはどういうことになっているのか、これもご説明いただきたいと思います。

それから、15ページです。補正のときにも申し上げました。備品購入費の中で高規格救急自動車、この予算計上されているのは、2,386万3,000円、前回より私は救急車が少しレベルダウンしているとは思わないのです。でもかなりの金額です。前年度は3,574万2,000円、これでお金が戻ってきたのですけれども、こういった見積もり方というのがどういうふうになっているのでしょうか。そここのところの説明をお願いいたします。

それから、その備品購入費の下の方にあります警防関係備品、これは昨年に比べるとがんと上がっているのですけれども、どういう状況に来年度はなっていくのでしょうか。

それから、16ページのところにあります自動車重量税というのが減になっているのですが、先ほどバイクの廃車の件もありましたけれども、ここはこの重量税の減の原因というのは何なのでしょう。

それと、最後にお尋ねするのは30ページのところです。この負担金で、もうこれは言うまでもなく、私どもの組合の中は白井市と印西市が基準財政需要額の比率で負担金を納めているわけです。あと特別負担金を加算して組合に出しているわけですが、その中で大体国が財源措置してくる交付税、財源措置してくる金額というのは計算式、言うまでもないのですが、人口1人に対する消防費が幾らとって掛けてきて、難しい計算なのですけれども、それによって出てきたものが多分財政課で計算されていると思います。先ほども質問した中で、白井の場合には約8億ぐらいの消防に係るお金が計算されているわけです。ですから、白井の負担金というのは、今回も一般分担金のところが1億210万何がしというのは、約2億ぐらい違うわけですが、それは一般財源で出ているわけです。こういったところの財政の内容の中からこの辺を自治体の担当課と、こういったやりとりをしながら、予算編成に当たってこの分担金というものを考えておられるのか、その辺を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（酢崎義行） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 警防課のことについて、まず燃料でございしますが、燃料は平成28年度の単価がハイオクで147円、レギュラーが135円、軽油が112円で、これは印西市のほうの単価を使ってございました。来年度予算を見積もる場合の印西市に問い合わせまして、ハイオクが131円、レギュラーが123円、軽油が100円で単価がなっているものですから、燃料費について減額になったものでございます。

それから、警防物品の備品のお話でございしますが。

（「ページ言わないと」と言う人あり）

○警防課長（石井幸夫） はい。15ページの備品購入費でございしますが、備品購入費もさまざま、値段が上がったものとか下がったものがございします。その中で大きく変わったもの等ございまして、防火衣、これは火災の場合に着ていく防火衣として納入されているものなのですが、これが見積もりをいただいた段階の金額と納入されたときの入札の金額がどういうわけか、かなりの開きがございました。それで、品質が下がっているのかということで警防課でも調査したところ、決して品質が下がっているものではなくて、逆に品質は最新のものが入っているということがわかりましたが、どういうわけか金額が下がってございします。

(何事か言う人あり)

○警防課長(石井幸夫) はい。あと救急車でございますが、昨年のうちに住民の安全と安心を目指してということで、第5次実施計画のことについてご説明申し上げたときに平成29年度の救急車のことについてご説明申し上げましたが、これは新規整備でございまして、乗りかえ運用の非常用車両として8台目の救急車として納入するときに、この車は新規に納入するものですから、先ほどちょっと申し上げたとおり、警防課の中で旧のものが使えるものは精査をいたしまして載せかえるもののがかなり減ってございます。ですから、乗りかえ運用の車両なので、使えるものは使おうということで載せかえましたので、このような金額になっておるものとご理解ください。

(「重量税」と言う人あり)

○警防課長(石井幸夫) 重量税でございますが、調べましたところ、車検の台数が3台から5台でございます。通常であれば、普通乗用車であれば金額は安いのでございますが、重量税も大型車両になりますと1台の単価がかなり高額で、件数が下がってございます。そのようなことから重量税が下がっているということをご理解ください。

以上でございます。

○議長(酢崎義行) 総務課長。

○総務課長(川上秀人) それでは、私から12ページ、委託費の2点と30ページの基準財政需要額のことについてお答えいたします。

まず初めに、12ページ、高圧受電設備清掃委託料がなぜ下がっているのかというところでございます。こちらのほうにつきましては、今現在白井消防署、毎年白井消防署の清掃委託をしていたのですが、29年度は庁舎を改修しております。ですので、この改修年度のときには清掃委託、清掃をやめるということからの減額でございます。

続きまして、庁舎の清掃委託でございます。こちらについては28年度、本部の日常の清掃委託や定期清掃、こちらなどを行っておるところですが、28年度は外のブラインドの工事、ブラインドの清掃を実施しました。その分、29年度はブラインドの清掃を予定しておりませんので、その分の減額となっております。

続きまして、最後になりますが、30ページ、交付税のことについて、基準財政需要額のことについてですが、担当課とどういうやりとりしているのかというところでございますが、現実のところはやっておりません。ただし、構成市の消防担当、財政担当とは会議を催して情報交換をしているところでございます。そういったところで、予算についての内容を見ていただいたり、そういった会議の場を設けて対応しております。

以上です。

○議長(酢崎義行) 9番、竹内陽子議員。

○9番(竹内陽子) それでは、最後に答えられた基準財政需要額及び比率というところから、ちょっと2度目の質問をさせていただきたいと思っております。

交付税に関しては、この組合では余りかわりなく担当各自治体の担当事務のところでは協議をして予算編成をしていくということなのですけれども、今回の予算編成のところのまとめのところに、こういう言葉が書いてあるのです。真に必要な不可欠な予算を編成した。真に必要な不可欠で、これは各自治体も今非常

に財源を厳しくチェックしながら、予算編成をしているというふうに思います。一般財源も減になってきている現況の中で、本当にもう身を削るような、職員の方は予算編成でそこに力を注いでいるわけです。そういう状況下の中で、私はこの消防費というのは変に削ることのできない大事な費用だというふうに私は認識をしております。ただし、これからも申し上げるように、救急車がああだから、こうだから減額になったと、そういうところをもっともっと細かくやっていって、予算編成するときにもっと精査できるようなやはり相手、構成している市町村のそれぞれの担当課と、もうちょっとその辺も突き合わせながらやっていく必要性というのが私はあるのではないかと、今回私の財政等からちょっと推計額を出してもらったことによって、そういうものが見えてきましたので、今後予算編成するときはそういうことも念頭に置いていただきたいというのが私の今の思っていることなのです。その辺を今後どうしていくか、それを再度お答えいただきたいと思います。

それから、ではもとに戻ります。それぞれの委託料のところ、これはわかりました。何がなくなって、その予算計上する必要がないということはわかりました。これは委託料のところは結構です。

問題は、15ページの救急車のところへ行きましょう。こんなに1,000万も違いが出るのですか。それは使えるものは使っていくって、それはよくわかるのですけれども、どうなのでしょう、前回入札がトヨタでした。1社の、入札といっても、これは……1社ではないか、ごめんなさい。日産とトヨタでした。大体同じぐらいの、3,200万の予定価格で、大体3,000万と3,500万という金額が出ているのですけれども、1,000万ほど違うのです。そんな中の機械を使ったからって、もう既にそういうことはオーケーとなっているのですか。これは合わないの、これは合うのとかって、いろいろ出てくると思うのです。必ずや高規格の救急車というものを購入したら、そういうものが全部使えるということを前提でこういう金額が出ているのですか。それは私はもう素人ですから、よくわかりません。でも、使えるものなら、それはありがたいです。でも、途中からやはり使えませんでした。そんなことになったら大変なことです。どういう確認をされているのですか。もうそれがわかっていて、1,000万ほどの差額が出ているということは、何がどうして、どうなって、これだけの差額を読んでいるのか、もう一度お尋ねします。

それから、これ聞き漏らしたのでしょうか。15ページのところの警防関係備品という、これが大幅に上がっているのです。大幅に上がっているのです。大幅にアップしてしまう。これはどういうことなのかというのを伺ったと思いますけれども、これはそれだけお尋ねします。

○議長（酢崎義行） 消防長。

○消防長（須藤達也） 基準財政需要額の件について、ではお答えをさせていただきます。

全く基準財政需要額を無視して予算編成をしているわけではございません。基準財政需要額の算定に当たっては、国の標準団体をもととしたものから多分1人当たり消防費が1万1,300円だか、そこら辺の数字だったかと思うのですが、そこからいろいろな係数を掛けて出ているものだと思います。標準団体とはなかなかうちの構成する市の開発行為が、なかなか同じようにはいっていないという部分がありますので、ある程度多くなってしまう。どうしてもしょうがない部分があるのですが、この予算の交渉というか、お話をする際に予算見積書から、全てを構成市の担当課、財政部局にお示ししまして、中を精査していただいて、それに基づいて説明をさせていただいて、予算編成をさせていただいているというところがありますので、構成市の方々も私どもの予算については細部まで承知していただいているものと思っております。

以上です。

○議長（酢崎義行） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） それでは、救急車のことについてなのですが、先ほど載せかえられるものは載せかえるということで申し上げましたが、車両本体が1,055万9,000円、艀装が456万9,000円、その他の先ほど言いました全て載せかえられるものであろうというものは約873万4,709円ということになりますので、2,386万3,000円の見積もりとなっております。

それから、警防関係備品のことについてで防火衣の話もしたのですが、警防関係備品ということで化学防護服、これは救助工作車に載っているものなのですが、これが1着もう経年劣化ということで、これが1着で30万円ほどします。それから、大まかなもので申し上げますと、空気ポンペ、空気呼吸器といって空気の詰められたポンペを仕様、このポンペなのですが、特殊なものでございまして、30メガパスカル、これがかなり高圧で充填されたポンペなのです。これは3本で72万9,000円ほどするという高額なものでございまして、全て申し上げますと、細かなものでホースバッグ、チェーンソー、LEDライト、夜光チョッキとか、細かいものが全て含まれておりまして、それが合算でという金額の189万円となるものでございます。

（何事か言う人あり）

○警防課長（石井幸夫） 218万4,000円という金額になります。失礼いたしました。

以上です。

○議長（酢崎義行） 9番、竹内陽子議員。3回目になります。

○9番（竹内陽子） 大体理解ができたように思います。ただ、先ほどの消防車の件、大変しつこいように思いますけれども、昨年消防……

○議長（酢崎義行） マイクを近づけてお願いします。

○9番（竹内陽子） 消防ではない、救急車の件です。高規格の救急車の件です。私は昨年こんなにかかるのですか、本当にこんなにかかるのですかって聞いたら、いや、高規格ですし、いろいろ大変な機械を搭載しているからかかるのです。それ何回も聞きました。そうしたら、28年度予算で減額になり、そして今年度こういう減額、確かにそれは利用するからなるというのですけれども、では前は全く利用できるものなかったのかなんて今頭の中めぐらしているのですけれども、それはないと思うのです。だから、どうも見積もりをするときにちょっといかなものかなというのが今ちょっとまだすっきりと頭の中で理解できないのですけれども、この差は何なのでしょうというのが、まだ私の頭の中に入っております。これが1つです。

それから、あとお願いしたいことは、先ほど消防長からこの負担金のこと説明されましたけれども、やっぱり各自治体はいろんな事情があります。その中で、消防費を検討するときはぜひ各自治体の、もう少し状況も把握しながら、どうしてかといいますと、ここ自体が国や県からお金もらえることが少ないわけです。ですから、そういうことも含めて、もう少し細かく検討されていっていただきたいというのが今私の思っているところでございます。

では、1つだけ最後にその救急車のところをもう一度お願いいたします。

○議長（酢崎義行） 消防長。

○消防長（須藤達也） 救急車の多分積載備品の関係でございます。今回更新する車両は、予備車ということであります。次年度からは、予備車の救急車も何かあったときはもう即時に動けるような体制をとるということで整備するわけですが、救急車の使用してあります今の医療資機材、大体10年ぐらいでもう点検や部品がなくなってしまうとかというものがほとんどでありまして、これまでも部分的に除細動器を更新したり、測定器を更新したりというところはあったのですが、その中でも今回は使えるものを全て持ってきて予備車として使うのですから、もうこの先単年度しか、二、三年しか使えないものでも今回はそれに載せようということであります。常時運用しています7台につきましては、新規のものを全て整備させていただいて、常時運用させていただくという体制で考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（酢崎義行） ほかに質疑はありませんか。

7番、山田喜代子議員。

○7番（山田喜代子） 14ページからお願いします。14ページの使用料及び賃借料の中で、コンピュータシステム使用料1,682万円、このときに説明がセキュリティーのためというふうにおっしゃったので、そのことについてもう少し詳しい説明をお願いします。

それと、同じ14節のところ、その下が車両借り上げ料があります。その最後の、また車両使用料というのがあります。この借り上げ料の4万3,000円と使用料の9万8,000円は借り上げと使用料というのはどう違うのか、この説明をお願いします。

それと、あと20ページです。20ページで給料及び職員手当の増減額の明細ということで、職員手当のその他の増額分と2つの項目で休日勤務手当1,270万5,000円、それと夜間勤務手当53万6,000円がマイナスになっています。このマイナスの説明をお願いしたいと思います。

最後、3点目で24ページです。24ページの定年退職及び勸奨退職にかかわる退職手当、これは支給率等って書いてあって、先ほどの補正の説明で定年前の早期退職で特別措置は45歳ということだけれども、今定員いっぱい満たない中で、45歳ということは対象は誰もいないというふうにおっしゃいましたけれども、対象がないのに、この分についての予算措置というか、これは予算に計上しているのでしょうか。この4点を伺います。

○議長（酢崎義行） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 14節の使用料、車両借り上げ料でございますが、これは救助大会に、このときに大会用に資機材を持っていく車がないということで、予備日も含めまして3日間のレンタル料として2トントンの3日間のレンタル料として計上してございます。

それから、同じ14節の車両使用料ということでございますが、これは3消防署で車の壊す訓練と申しますか、車から早く救出するための車両を1台ずつ毎年予算化してございまして、訓練を想定してその3の消防署で早く救出するための車両の壊し方と言っては何ですが、そういう訓練をするための車両使用料でございます。なお、場所については印西消防署と白井消防署というところがございます。これは救助隊を配置してある所属でございます。なお、もう一台ということで印旛消防署で、何で印旛なのかということでございますが、印旛消防署は以前救助隊がございまして、その資機材がございまして、救助隊がなくても、その資機材を使えるというような方向づけをしようということで、同じ車両をもう一台年に1回配置して訓練をしていただくというような予定でございまして。

以上です。

○議長（酢崎義行） 総務課長。

○総務課長（川上秀人） それでは、私からは14ページ、20ページ、24ページにかけましてお答えさせていただきます。

まず最初に、14ページ、コンピュータセキュリティーの強化システムについて教えてほしいというところでございます。こちらのほうにつきましては、先ほど議決いただきました補正予算の中でもちょっと冒頭説明させていただいたのですが、近年ウイルス等によって官公庁の庁内データが流出するといういろいろな事件が発生しております。そのことにおいて国からも注意喚起がたび重なりありまして、うちの消防本部につきましても機微情報、センシティブ情報、個人情報保護の観点から、ちょっと対策を考えねばならないのかなというところから、今年度28年度ですか、マイナンバーに伴うネットワークの強靱化というのを構成市が始めました。これに伴いまして、うちのほうも管内の情報管理課さんに相談をしまして、うちのネットワークの脆弱性ですか、ネットワークの弱いところを見ていただきまして、やっぱり改修が必要だということから持ち上がったお話なのですが、具体的に言いますと今消防本部のネットワークというのは1回線ですと出先と全部消防本部がつながっておりますのですが、その回線はインターネットだろうが、この中で使う閉鎖的なシステム、庁内情報系のシステム、行政情報的なシステムであろうが、みんな一緒くたんのネットワークの回線でやっております。これを切り分けまして、インターネット系と庁内データ系を切り分けたほうが、何か外部からの攻撃になってインターネット回線は外部からの攻撃を受けやすいのですが、1つインターネットとは関係ない回線をつなぐのに外部からの侵入は手だてがありませんので、そういった仕様にしたほうがいいということで、そういうシステムのことをしますので、こちらのほうをネットワークのシステム強化とはそういうことを言っておるところでございます。もちろんサーバーとしまして、ウイルス対応サーバーですか、ウイルスをチェックするサーバー等を入れてまして、念には念を入れたシステムの構築となっております。

続きまして、P20の休日給の減額要因でございますが、先ほど時間外の話が出ていたのですが、こちらのほうは構成市の財政状況が厳しいという中で、時間外がうちのほうでは非常に多く要望されておまして、先ほどの竹内議員さんの時間外のときの答弁でも少しちょっと言い漏れしたのですが、実は消防本部で行わない研修会や訓練、こういうところにも本来出ていきまして勉強会をさせていただいているのですが、そういったところにも時間外を配当できないかということで職員からも要望がかなりありました。しかしながら、財政状況厳しい中、ちょっと時間外はもうこれ以上はちょっと上げられないのかなというところで、内部ではそういう話をしておったところなのですが、それではその代替策としまして休日給の2日分を代休に振り分けまして、その2日分の休日給の余った2日分を原資としまして、それを時間外に投入できないかということで、内部努力で手当の縮減策を行うような形で職員と協議し、そういう形になりましたので、休日給は2日分代休処理していただくという前提で減額の措置となっております。続きまして、夜間勤務手当につきましては、実情を考慮したものでございます。

続きまして、24ページ、早期退職者制度の話ですが、こちらのほうについては予算措置しておりません。よろしくお願いたします。

○議長（酢崎義行） 7番、山田喜代子議員。

○7番（山田喜代子） 車両の借り上げと使用料はわかりました。この使用料なのですけれども、この壊す車両というのはどこから調達してくるのかということと、全ての消防署でやったほうがいいのではないかと思いますけれども、この3分署だけというのは先ほど何か資材があるから、ないからとか何かおっしゃいましたけれども、基本的に全部の消防署でやるほうがいいのではないかなというふうに思っていますので、その辺の説明を伺いたしたいと思います。

それと、セキュリティの話はわかりました。国からも注意喚起があると言いますが、国から注意喚起、マイナンバーも国が決めたものですけれども、これって全くそういうふうにおきながら、国からのお金は出ないで全部単独の予算になっているのでしょうか、その辺の説明をお願いします。

それと、あと早期退職、予算計上していないことはわかりました。

時間外が多いということで、職員の要望があってということで、これを減らして代休にする、つまりその分休暇を上げますということですね。それなのに、今有給休暇も100%とれない状況で、果たしてこの代休をとれるのでしょうか。その点どうなのですか。

○議長（酢崎義行） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 使用料の第2質問ということで、3消防署で実施している内容について、その消防署だけでやっているのかということについてお答えいたします。

なお、ちょっと表現があれだったのかもしれませんが、うちは方面隊制度を引いておりますので、印旛消防署は第1方面、印西消防署は第2方面、白井消防署は第3方面という位置づけで、訓練も1日に限定したのではなく、車の解体だけではなくて救出の方法についてもただ救助隊だけでやっているものではなくて、訓練計画をつくりまして、方面隊にこの日訓練やるので、その訓練想定をつけて最終的にはその消防署、方面隊の消防署隊が集まって、そこで訓練を実施しております。ですから、消防署だけではなくて、方面隊で訓練予定をつくりまして、うちは2部制を引いておりますので、2回訓練をやるなり、出てきていただける職員を集めて訓練想定をつくって訓練をするという形になってございます。

それから、購入先でございますが、管内の自動車修理工場さんに依頼しまして、3台を納入していただいております。

○議長（酢崎義行） 総務課長。

○総務課長（川上秀人） それでは、初めに14ページ、コンピューター関係のシステムについて補助金はあるのかというようなご質問でございましたが、全部単独でやるのか、補助金はあるのかというご質問でございました。私が聞くところによりますと、マイナンバーの関係で構成市は補助金を国からいただいているようですが、一部事務組合の私どものほうでは対象外と聞いておりますので、全て単独で整備するものでございます。

続きまして、20ページの休日給でございます。代休はとれるのかというようなご質問でございました。こちらのほうにつきましては、職員に代休、要はお金ではなくてお休みで休日は補いますというところでございます。職員には、財政状況厳しい中の運営ですということ趣旨を理解した上で、創意工夫した中で実施していただいているということでございます。

以上です。

○議長（酢崎義行） 7番、山田喜代子議員。

○7番（山田喜代子） 14ページです。国が注意喚起しておきながら国は金を出さずに市から、市は要するに入っているということで、あと実際に印西市と白井市で構成しているわけだから、市が国からの補助金あるのだったら組合から要求するという考えはないのですか。それぞれ財政は大変かもしれないけれども、それは組合だって同じことなので、セキュリティーの問題は非常に今多くの問題がありますので、いろいろな情報が拡散されてしまって漏れたりとか大きな問題になっていますので、それはこの分はやっぱり構成市のほうで組合のほうに支出するという必要だと思いますので、そんな話し合いはぜひしていただきたいと思います。管理者も2人いらっしゃいますので、首長が2人とも、その点についてもう一度市とそういう話し合いをして、市から組合のほうにということもぜひ協議していただきたいのです。そのことについてもう一度確認したいと思います。

それと、車両使用料、結局修理工場から3台もらうということで、そのお金が9万8,000円ということでもいいですね。その確認です。

それと、代休です。個人がそれぞれ代休とってちょうだいと言うけれども、それではなくたって今は平均で14日の有給休暇の取得率です。まして西白井なんて12日しかないし、各消防署によってかなり有給の取得率が少ない中で、それって本当にとれるのでしょうか。その点全く個人任せにしないで、組合として必ずとらなければいけないということで、職員に話をしてほしいのですけれども、その点について伺います。

○議長（酢崎義行） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） まず1点、発言の訂正をお願いいたします。

方面隊と申し上げましたが、各方面本部です。

それから、さっきの9万8,000円の内容についてですが、もちろん納入していただくときにはその車は走りませんので、レッカー車で持ってきていただいてという話になりますので、そのレッカー車代も含めてということをご理解ください。

以上です。

○議長（酢崎義行） 総務課長。

○総務課長（川上秀人） 私から、まず14ページのPCのコンピュータセキュリティーシステムのことで、市がもらっているもので、市との話し合いでどうにかならないかというような趣旨だと思いますが、市からは聞きましたところ、いろいろな制度の絡みがありまして、構成市等はL G W A Nという政府との専用回線を引いているということが、まず第一前提だと聞いております。うちの消防本部はそういうL G W A Nという回線を引いておりませんので、対象外ということで聞いております。しかし、今後も構成市の情報管理課さんが窓口になるのですけれども、連絡を密にして情報交換を実施していきたいと考えております。

続きまして、代休のことをございますけれども、基本的にこちらのほうを28年度実施しておるのですが、現在のところ休暇も前年度と変化がなく推移しているようでございます。職員からは今まで時間外が自己啓発の一環ということで、休日にそういった研究会や事例発表会、いろいろな研究の場に、研修の場に出ていたものが、今度はお金を、時間外というもので公費扱いになって行かれるということで、ある意味ちょっと成果は出ている、好評はされているところでございます。

以上でございます。

○議長（酢崎義行） ほかに質疑はありませんか。

1 番、長谷川則夫議員。

○1 番（長谷川則夫） それでは、13ページの委託料のところ、例規集電子化作成業務委託料、これについてこの予算でどの程度のところまでやるのかというのをお答えいただきたいと思います。

もう一つ、ちょっとどこに入るか私のほうではわかりませんが、公会計制度導入に伴って資産の価値を把握する必要があると思います。その資産の把握というのはどういった方向でやろうとしているのか、それだけをお伺いしたいと思います。

○議長（酢崎義行） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 1時58分

○議長（酢崎義行） 再開します。

ここで2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時09分

○議長（酢崎義行） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁。

総務課長。

○総務課長（川上秀人） 私から、まずは13ページ、委託料、例規集電子化作成業務委託料について、ご説明をいたします。

こちらの例規集の電子化につきましては、ウェブで配信、見られる状況を考えております。並行しまして、紙ベースで提供も考えているところであります。こちらの業務を委託してございますので、よろしくお願いたします。

続きまして、公会計の資産についてというお尋ねだったと思うのですが、公会計につきましては平成28年度のことから、14ページのコンピュータシステム使用料の中に入っているのですが、今年度から既に公会計のシステムを入れてございます。つまり28年度の決算から公会計システムのほうを運用したいというところでございます。お尋ねの公会計の資産につきましては、物品は50万円以上、その他に庁舎用地の価格等を調査しまして、現在作業を進めているところでございます。

以上です。

○議長（酢崎義行） 1 番、長谷川則夫議員。

○1 番（長谷川則夫） 電子化のほうはわかりました。

資産のほうなのですけれども、ではコンピュータシステムのほうで管理しているということなので、資産台帳は既にでき上がっているということですのでよろしいでしょうか。

○議長（酢崎義行） 総務課長。

○総務課長（川上秀人） 資産台帳のほうは、現在まだ作業を進めている段階でございます。

以上です。

○1番（長谷川則夫） 終わります。

○議長（酢崎義行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（酢崎義行） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時11分

○議長（酢崎義行） 再開します。

ここで休憩します。2時15分まで休憩します。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時15分

○議長（酢崎義行） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と言う人あり）

○議長（酢崎義行） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、竹内陽子議員。

○9番（竹内陽子） それでは、今回の平成29年度の印西地区消防組合一般会計予算、この予算に私は賛成をしたいと思います。

平成28年度の補正予算と平成29年度の予算を審議していく中で、2市の負担割合の変化というものは、今後この人口の増に伴い、負担比率というものが当然違ってくる、これはもう否めないことだというふうに思います。その中で、平成29年度予算、今朝管理者が無駄のない、実効性のある予算と、こういう説明ございましたけれども、審議資料の中でも真に必要な不可欠な予算編成と、こういうふうに解説しているわけですが、でも、いろいろ細かいことを伺っていきますと、まだまだもうちょっと慎重に予算を組み込んでいくところもあるのではないかなというふうに思います。

それは、1つは各市ともうちょっと財政状況というものを十分把握しまして、先ほどの例えば山田議員から質問ありましたコンピューターの問題も、各市は補助を受けている。組合のほうは受けない、こういったところが実際はどうなのかということをもっともっと詰めていかれるのではないかなというふうに私は思います。

また、今後の入札に関しては、もう少し適切に価格を計上していただくと、そういう中で計上されたのだと思いますけれども、何かいまいち、その辺が十分正確さが伝わってこない部分がございますので、そういうところをもうちょっと検討していただいて、そういうことを願い、私はこの予算を賛成したいと思います。

以上です。

○議長（酢崎義行） 次に、原案に反対者の発言を許します。
（「なし」と言う人あり）

○議長（酢崎義行） 次に、原案に賛成者の発言を許します。
（「なし」と言う人あり）

○議長（酢崎義行） ほかに討論はありませんか。
（「なし」と言う人あり）

○議長（酢崎義行） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第6号 平成29年度印西地区消防組合一般会計予算についてを採決します。

議案第6号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（酢崎義行） 起立多数です。

したがって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

◎報告第1号の上程、報告、質疑

○議長（酢崎義行） 日程第12、報告第1号 専決処分報告についてを議題とします。
本案について報告を求めます。

管理者。

○管理者（伊澤史夫） 報告第1号についてご説明いたします。

内容は、平成28年10月28日15時03分ころに、千葉市若葉区小倉台4丁目19番1号地先交差点において、職員の運転する公用車が、前方を走行中の左折しようとしていた普通自動車に追突し、相手方を負傷させるとともに、当該車両を損傷させた事故であります。

損害賠償の額は、人身賠償として4万2,790円、対物賠償として52万8,800円、和解の条件としまして、組合の過失割合を10割とし、相手方に対し本事故に関する一切の損害賠償金として57万1,590円を支払うものでございます。

なお、本件示談のほか、組合と相手方には一切の債権債務関係がないことを確認しております。

今後、職員には職務を遂行するに当たり、常に緊張感を持って業務に当たり、事故など起こさぬよう、なお一層の注意喚起を図ってまいります。

以上、報告させていただきます。

○議長（酢崎義行） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、山田喜代子議員。

○7番（山田喜代子） 4点ほど質問します。これは10割負担ということになりますけれども、相手の方のけがの状況はあったのでしょうか。それが1点。

それと、このことによって保険料への影響というのはあるのでしょうか。

それと、車間距離をどのぐらいとっていたのか、もし確認できたら、その距離を伺いたいと思います

それと、この資料の添付なのですけれども、大体組合は印西市に準拠するということになってはいますが、印西市の場合説明資料として写真の添付があるのです。ですから、どういう状況かというのはここに書いてありますけれども、写真の提供を考えなかったのか、写真の添付というか、そのことについて伺いたいと思います。

○議長（酢崎義行） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 警防課のほうでは、保険料のことについて回答したいと思います。

この保険料は、今回の事故によって保険料が上がるようなことはございません。そのような保険の種類でございます。

以上です。

○議長（酢崎義行） 総務課長。

○総務課長（川上秀人） 私から、残りの3点についてお答えいたします。

まず1点目、相手のけがの状況でございますが、こちらのほうは当時接触したときにも、けがの有無について確認したのですが、けがはしていないということでありました。その後、この相手の方が会社に帰り、会社の方から念のために病院に行ったらどうだと、主訴、どこも痛くはないのですけれども、念のためということで病院に行きまして、この人身的な補償が発生したことでございます。けがはなかったということで、お願いいたします。

続きまして、車間距離についてなのですが、こちらのほうは、後ろから追突したのですが、その前に交差点で両方がとまっておりまして、交差点で青になってスタートして、ぶつめた前の車両が左折しようとしたときに一時停止のところを、そのまま右後部に車の、こちら側の左前部を接触させてしまったという、通常で言うおかまというのでしょうか、そういった事故でございますので、距離的には信号待ちしてましたので、離れていたとか、そういうところではございません。

済みません、最後の写真の添付でございますが、申しわけございません、今後ちょっと検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（酢崎義行） 7番、山田喜代子議員。

○7番（山田喜代子） 写真は、検討するということですが、実際にはこの場では写真を撮ったのかどうかをちょっと確認します。これはぜひ添付していただきたいという前提でいました。

それと、今ちょっとおかまと言いましたけれども、これは差別用語だと思いますので、ちょっとこれは気をつけたほうがいいと思います。

○議長（酢崎義行） 総務課長。

○総務課長（川上秀人） それでは、申しわけありません。語句の訂正をお願いします。おかまではなく、

追突で訂正をしていただきたいと思います。

続きまして、申しわけございません、写真ですけれども、当然ながら事故概要を記録するために写真は撮ってございます。

以上でございます。

○議長（酢崎義行） よろしいですか。

○7番（山田喜代子） はい。

○議長（酢崎義行） ほかに質疑はありませんか。

5番、岩崎成子議員。

○5番（岩崎成子） ただいまご説明いただきまして大体わかったのですが、先方が52万、車両のほう修理等々だと思いますけれども、かかったということなので、そうしますと当組合の公用車のほうは、その辺のところの修理とか、そういった状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（酢崎義行） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 金額については、今手元に資料がございませんので、追って回答させていただきますが、それをお願いいたします。もちろん保険の対象でございますので、保険の中で10割ということですから、両方の車の金額を合わせまして、それがという話だと思えますが、相手の車が幾らかかかったということでございますので、金額についてもう一回回答させていただきたいと思います。

○議長（酢崎義行） 5番、岩崎成子議員。

○5番（岩崎成子） それでは、確認します。では、この57万1,590円というのは、公用車の分も入って合計ということで理解してよろしいですか。

○議長（酢崎義行） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） その辺も含めまして回答させていただきたいと思います。

○議長（酢崎義行） よろしいですか。

○5番（岩崎成子） わかりました。

○議長（酢崎義行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（酢崎義行） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで報告第1号を終わります。

◎一般質問

○議長（酢崎義行） 日程第13、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

なお、申し合わせにより、一般質問の制限時間は60分となっておりますので、よろしくお願いたします。

質問方法は、最初に1回目の質問を全てしてください。その後再質問から一問一答となります。

7番、山田喜代子議員の発言を許します。

7番、山田喜代子議員。

○7番（山田喜代子） それでは、4項目にわたって質問します。

1、職員教育について、職員教育の状況、職員教育についての見解、また不祥事に対する対応と対策について伺います。

2番目として、交通事故への対応について、交通事故に対する議会への説明は十分であったとの認識かどうか、また今後の事故対策についての考えもあわせて伺います。

3番、建物管理について、各消防署の建物等管理状況、これは働きやすい職場環境となっているか伺います。

4番目に、広域化について、組合としての進捗状況について伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（酢崎義行） 総務課長。

○総務課長（川上秀人） それでは、私から1項目めの職員教育についてと3項目め、建物管理についてをご答弁させていただきます。

まず、職員教育の状況についてお答えいたします。職員には、高度な知識と最新の技術を習得させるため、国の機関であります消防大学校、千葉県消防学校、千葉県自治研修センター、救急救命研修所などに職員を派遣し、質の高い知識と技術を持った職員の養成に努めております。また、部内においても車両の事故を防止するための安全運転技能講習や当消防本部固有の課題等を検証するため、個別に消防大学校講師等をお招きし、研修会を実施しております。

続きまして、職員教育についての見解についてお答えいたします。我々消防職員は、市民の安全、安心、財産を守るという重大な責務を担っております。そのため、不測の災害に備え日々訓練と、あわせて最新の情報、高度な知識と技術を習得することは、業務上必要不可欠であると認識しております。職員の教育は、個人のスキルアップだけではなく、組織全体としての質の向上も図れるため、これまでどおり計画的な研修参加機会の場を設けてまいりたいと考えております。

続きまして、不祥事に対する対応と対策についてお答えいたします。まず、不祥事が発生した旨の連絡があった場合は、正確な情報の収集を行います。そして、情報の結果が確かな情報として断定ができたなら、管理者、副管理者を初め議員の皆様方など、関係者への連絡、対応等をご報告いたします。また、同時に発生の事実をマスコミ等報道機関に対し連絡を行い、公表を実施いたします。さらには、所属長を招集し、管理者からの綱紀粛正及び再発防止の徹底についての訓示を行います。次に、対策についてでございますが、職員全体に対してトラブル防止や服務規律の徹底等の注意喚起を定期的に行うほか、各所属長には所属職員とコミュニケーションを密に図り、職員の様子に変化がないか注視し、悩みを相談しやすい職場環境をつくることなど、再発防止に向けた方策を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、各消防署の建物等管理状況についてお答えいたします。3項目めになりますが、軽微な修繕の対応につきましては一義的には各消防署に配分しております修繕料30万円の予算において対応しているところです。しかし、庁舎躯体に関する事案や修繕内容、費用の規模などにより、各消防署の修繕予算での対応が困難な案件につきましては、各消防署と協議し、総務課で管理している修繕予算325万円を活用し、修繕の対応をとっているところでございます。また、各消防署の修繕状況ですが、各5年間の状況

を確認しますと、各支署とも庁舎に附属する設備や備品に関する修繕が大部分を占めております。しかしながら、台風等の大雨による庁舎雨漏りやトイレに係る修繕等、水回りにおける劣化による修繕も見られており、組合としましてはその影響が職員の生活環境に直結するものと捉え、積極的に修繕を行っているところでございます。

続きまして、働きやすい職場環境となっているかについてお答えいたします。現在、庁舎の老朽化により建てかえや補修の必要な施設がふえている中で、各施設の緊急度や優先度を総合的に判断し、修繕等を実施しています。特に職員の業務と生活の両面に配慮し、施設の現況を把握するとともに、最適かつ安全な施設維持管理を実施するために印西地区消防組合施設等総合管理計画を策定しております。厳しい財政状況の中で、多くの施設が修繕や改修の必要性が生じることとなることから、長期的な視点を持って効率的な維持管理を実現する必要性が生じているものと考え、修繕、改修工事などを計画的に行い、できる限り施設の長寿命化を図りながら、職場環境を整えております。

以上でございます。

○議長（酢崎義行） 警防課長。

○警防課長（石井幸夫） 先ほどの交通事故の当方の車両の修理の件でございますが、28万7,175円でございます。

（「一般質問」と言う人あり）

○警防課長（石井幸夫） それと、一般質問のことで、交通事故に対する議会への説明は十分であったのかという認識についてのことなのですが、昨年の10月13日に事故を起こしまして、それから翌14日に組合議員の皆様へ個別で事故の概要を説明させていただきました。その後の進捗状況ですが、昨年の12月27日に救急車の修理が完了いたしまして、運用を開始しております。損害の割合及び示談交渉については、代行する保険会社が交渉を進めております。この割合が決定後、議会に報告をさせていただきます。

以上です。

（「これ言いましたっけ」と言う人あり）

○議長（酢崎義行） 続けてお願いします。

○警防課長（石井幸夫） 今後の事故対策の考え方についてお答えさせていただきます。

交通事故の防止の一環として、毎年研修を実施しております。内容につきましては、消防本部主催の救急自動車技能講習会や各消防署の敷地内、市役所駐車場等を借用して、緊急自動車にかかわる法令等の再認識や操縦訓練を実施しております。平成28年には警防課主催による管内の教習所の敷地を借用いたしました。職員のうち勤続10年未満新機関員、それから研修希望者の総数65名により2日間の研修を実施いたしました。なお、今後も継続的に研修会を実施する予定でございます。

以上です。

○議長（酢崎義行） 次長。

○消防本部次長（浅野富夫） それでは、私から広域化について、組合としての進捗状況についてお答えいたします。

栄町消防との広域化の進捗状況につきましては、平成29年2月3日に第4回印西地区消防組合及び栄町消防広域化協議会を開催し、広域化の態度決定に用いる資料を提案し、協議会委員の皆様へ持ち帰り検討

いただいているところでございます。平成29年3月13日には第5回印西地区消防組合及び栄町消防広域化協議会を開催し、協議会として広域化の態度決定をする予定でございます。

以上でございます。

○議長（酢崎義行） 7番、山田喜代子議員。

○7番（山田喜代子） それでは、再質問します。

最初の職員教育について、かなりいろいろと教育されているということで、消防大学校とか県の消防学校、自治体研修センター、あと救命救急研究所でそれぞれ派遣してはいますが、年間の人数とか日数について、またその間の現場職員の対応はどうであったのか、そのときに不足人員が生じるわけですから、そのときの対応についてまず伺います。

○議長（酢崎義行） 総務課長。

○総務課長（川上秀人） 再質問の職員教育の状況について消防大学校、県消防学校、県自治研修センター、救急救命研修所に派遣した、それぞれの年間の人数、日数について、その間の現場職員の対応はどうであったか、人員不足、不足人員への対応についてお答えいたします。

まず、職員教育の状況について、初めに消防大学校、県消防学校、自治研修センター、救急救命研修所に派遣したそれぞれの年間の人数、日数について、本年度における状況についてお答えいたします。まず、消防大学校でございますが、幹部科教育課程1人、45日間、上級幹部科教育課程1人、16日間、警防科教育課程1人、49日間、予防科教育課程1人、51日間で、本年度の消防大学校の研修者は4人でございます。

次に、県消防学校でございますが、初任科教育課程、これはおおむね半年間の研修となりますが、前期に7人、162日間、後期3人、165日間、特殊災害科教育課程1人、9日間、予防査察科教育課程1人、14日間、火災調査科教育課程1人、14日間、救急科教育課程、前期3人、56日間、後期3人、56日間、救助科教育課程2人、30日間、中級幹部科教育課程1人、9日間、訓練指導科教育課程2人、11日間、はしご自動車等講習会教育課程2人、2日間、救急救命士処置拡大2行為追加講習教育課程、これにつきましては年に3回でございますが、1回目1人、4日間、2回目1人、4日間、3回目2人、4日間という状況で、本年度の千葉県消防学校の研修生は30人でございます。

次に、県自治研修センターでございますが、法政実務研修1人、2日間、ハラスメント防止研修3人、1日、行政不服審査法講座1人、1日、クレーム対応研修1人、2日間、面接試験技法講座1人、1日、危機管理マスコミ対応研修1人、2日間、講義技法講座1人、1日、ロジカルライティング研修3人、1日という状況で、本年度の県自治研修センターの研修者は12名でございます。

次に、救急救命研修所でございますが、研修先は東京都と九州福岡県でございますが、新規救急救命士の養成をするための東京研修所1人、193日間、救急救命士に対する指導的な立場の救急救命士を養成する九州研修所1人、42日間で、本年度の救急救命研修所の研修者は2人でございます。

このほか救急救命士に対する病院研修及び救急隊員に対する病院研修等を年間計画的に実施しております。このように、それぞれの研修先における年間の人数、日数につきましては、祝祭日、年末年始を除き、おおむね年間を通じ1人以上の職員がいずれかの研修に計画的に派遣している状態、状況となっております。

次に、その間の現場職員の対応はどうであったか、不足人員への対応についてでございますが、研修に

つきましては年度末に次年度の研修計画を周知いたしますので、各所属においては自己所属の職員がいつ、何日間不在なのか、あらかじめ知ることができます。そのため各所属においては当該不在期間を前提とした勤務シフトを作成することとしており、当該人数不足についてもあらかじめ補う体制をとることが可能となつてございます。原則的に、不足人員の補填は自己所属で勤務編成してやりくりしますが、突発的な病欠等欠員が生じた場合には、各方面本部ごとに調整を図り、出勤体制に影響が及ぼさないよう、創意工夫をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（酢崎義行） 7番、山田喜代子議員。

○7番（山田喜代子） かなり広範囲な種目で研修していることがわかりました。このことなのですけれども、その答弁の中で計画的な研修機会というふうにおっしゃいましたけれども、この計画的な研修機会というのは、今おっしゃったことでいいのでしょうか。もう一度確認したいと思います。

○議長（酢崎義行） 総務課長。

○総務課長（川上秀人） 計画的な研修の機会は、そのとおりでございます。今の答弁のとおりでございます。

以上です。

○議長（酢崎義行） 7番、山田喜代子議員。

○7番（山田喜代子） わかりました。

職員教育の不祥事への対応で、悩みを相談しやすい職場環境をつくっていくというふうにおっしゃいましたけれども、ではどうそういう職場環境をつくっていくのでしょうか伺います。

○議長（酢崎義行） 総務課長。

○総務課長（川上秀人） 悩みを相談しやすい職場環境をどうつくっていくのかのことについてお答えいたします。

基本なことではありますが、やはりハウレンソウ、報告、連絡、相談が大切でございます。特に消防職員の業務の性質からも、ふだんから職員間のコミュニケーションが必要不可欠であると認識しております。日ごろから所属長には所属職員と面談や対話など、コミュニケーションを交わすようお願いし、また職員間における人間関係に気を配っていただいているところでございます。しかしながら、職員個人の内面的な部分や私生活における問題について全て対応することは難しい部分もあるのは事実でございます。そのため職員の個人的な悩みなどを気軽に相談できる職場環境をつくることが重要であると考えます。職員一人一人がお互いにコミュニケーションの重要性を認識してもらい、仲間意識を向上させていくことで相互の信頼感を高め、問題を抱えてしまう職員が解決できるといった職場環境づくりを推進し、またこれまでと同様に職場内に限ることなく、外部機関による窓口を紹介し、職員が気軽に相談できる体制を継続していくところでございます。

以上です。

○議長（酢崎義行） 7番、山田喜代子議員。

○7番（山田喜代子） 職場環境づくりに努力されていることはわかりました。今の最後の答弁の中で、職場内に限ることなく、外部機関による窓口を紹介して、職員が気軽に相談できる体制というのは、これは

継続しているということですが、この点について外部機関という、その外部機関というのはどういう機関なのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（酢崎義行） 総務課長。

○総務課長（川上秀人） 外部機関につきましては、まず最初に千葉縣市町村職員共済組合が実施しておりますメンタルヘルス相談室でございます。こちらのほうは、個人的な悩みや家庭の悩み、いろんな悩みがありましたら、そちらのほうに受診するようお願いしているところでございます。それから、また業務上でPTSDとかの惨事ストレスや業務における精神的ショックを受けた場合につきましては、日本産業カウンセラー協会ですか、こちらのほうに受診を勧めて、こちらのほうは公費対応として受診を勧めるなどして実施しているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（酢崎義行） 7番、山田喜代子議員。

○7番（山田喜代子） 内容を組合で把握するというのではなくて、職員がこういう共済組合とか日本カウンセラーセンターですか、そこのところに何人ぐらい相談に行っているかって、その内容ではなくて数字そのものはつかんでいるのでしょうか。

○議長（酢崎義行） 総務課長。

○総務課長（川上秀人） ただいまの件にお答えいたします。

まず、共済組合が実施しているメンタルヘルス相談につきましては、個人的な本当プライバシーの部分がありますので、こちらのほうには何件報告来たとか、そういうのは報告がございません。ただし、先ほど業務上の話で受けられるカウンセリングなのですが、日本産業カウンセラー協会ですか、こちらのほうは仕事上の失敗でかなり落ち込んでいる職員がいたり、そういったときにはお声かけて、これはカウンセリングが必要だと思えば、組織からそちらのほうに連絡をとって行っていただくというようなところでフォローアップしているところなのですが、これにつきましては実績がございまして、平成26年度で2件実施しているところでございます。

以上です。

○議長（酢崎義行） 7番、山田喜代子議員。

○7番（山田喜代子） わかりました。

それでは、建物管理について伺います。修繕というのは、全て適切に、かつ敏速に処理ができているのでしょうか。確認したいと思います。

○議長（酢崎義行） 総務課長。

○総務課長（川上秀人） 修繕は全て適切に処理できているのかというところでございます。修繕については、その事案を確認後、適切に、また迅速に処理しているところでございます。

以上です。

○議長（酢崎義行） 7番、山田喜代子議員。

○7番（山田喜代子） 修繕のことはわかりました。あと問題は耐震です。この耐震への対応も十分かについて伺いたいと思います。

○議長（酢崎義行） 総務課長。

○総務課長（川上秀人） 耐震への対応は十分かについてお答えいたします。

総務省消防庁が平成28年12月に発表いたしました防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果では、公共施設9分類のうち1位は文教施設97.2%で、2位は消防本部、消防署88.3%で、2番目に耐震化が進んでおります。本調査において耐震性が確保されているとは、昭和56年の建築基準法改正に伴い、導入された現行の耐震基準を満たすということです。この耐震基準は、震度5強程度の地震に対しては、ほとんど損傷を生じず、震度6強程度の地震に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目安にしたものです。当消防組合の施設ですが、昭和54年3月竣工の白井消防署については、現在進めている改修工事の中で耐震性は確保されます。他の施設については、昭和56年以降の竣工であることから、新耐震基準の建物となり耐震性が確保されていますが、計画的な庁舎改修工事の中で補強の必要があれば対応したいと考えております。

以上です。

○議長（酢崎義行） 7番、山田喜代子議員。

○7番（山田喜代子） 耐震性は確保されているということで安心しました。

最後の広域化についてです。このことについてなのですけれども、3月13日に態度決定するということですが、このことについて対象の白井、印西の市民にこの周知をするということをしているのかどうか、その点について、周知についての認識について伺います。

○議長（酢崎義行） 次長。

○消防本部次長（浅野富夫） それでは、構成市の市民に対しての公表といいますか周知の仕方なのですが、今現在での周知については、その段階ではないと考えております。

以上でございます。

○議長（酢崎義行） 7番、山田喜代子議員。

○7番（山田喜代子） その段階ではないとおっしゃいました。そういうふうにおっしゃるのも無理はないかなと思いますけれども、ではどういう段階になったら組合として周知していくという考えなのか。

○議長（酢崎義行） 次長。

○消防本部次長（浅野富夫） どの段階で周知していくかについてお答えいたします。

これまでも組合議員の皆様には説明してきたかと思うのですが、とりあえず今の段階としましては、3月13日、先ほどもお話しさせていただきましたが、第5回の広域化協議会がございまして、ここで協議会での態度決定がなされるわけです。その後、広域化を進めていくべきということになった場合につきましては、これも前々からお話ししているかと思うのですが、あくまでも広域化の主体は構成市となります。この辺で今後調整をさせていただき、市民の皆様にも周知公表するような段階になりましたら、適宜お知らせしていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（酢崎義行） 7番、山田喜代子議員。

○7番（山田喜代子） 最後、確認します。市と調整するとおっしゃいましたけれども、では、組合としての周知というふうに捉えていいですか。要するに、するべきときが来たら市と調整して周知するって今お

っしまったと思うのですけれども、その周知するときには組合として周知するのですか、それともそれぞれの2つの構成市に頼むというか、やるように言うのか、その点について組合としてやるのか、それとも構成市がやるのかという話し合いをしたいと思いますけれども、その点について最後伺いたいと思います。

○議長（酢崎義行） 次長。

○消防本部次長（浅野富夫） 周知につきましては、構成市がすべきものだと考えております。

以上でございます。

○議長（酢崎義行） 以上で山田議員の質問を終わります。

次に、9番、竹内陽子議員の発言を許します。

9番、竹内陽子議員。

○9番（竹内陽子） それでは、2項目の質問をさせていただきます。1項目の質問の中で2つについて伺っていききたいと思います。

消防広域化の方式について、その中の1点目は1月23日、第3回協議会としての結論について、2点目は事務委託方式による将来のメリット・デメリットについて、これを伺いたいと思います。

○議長（酢崎義行） 次長。

○消防本部次長（浅野富夫） それでは、竹内議員の一般質問についてお答えいたします。

まず、消防の広域化の方式について、1月23日、第3回協議会としての結論についてお答えいたします。

1月23日、第3回協議会としての結論について、平成29年1月23日に第3回印西地区消防組合及び栄町消防広域化協議会を開催し、消防広域化の方式について協議をいたしました。消防広域化の方式につきましては、広域化の協議をする上で最も基本的な事項であり、その後の協議の土台をなすものでもあることから、消防広域化の協議を進めていくか否かの判断するための資料を作成するに当たり、まず消防広域化の方式を決める必要があります。平成29年第3回協議会において協議した結果、事務委託方式を選択し、広域化の態度決定に用いる資料の作成をすることに決定いたしました。

続きまして、事務委託方式による将来のメリット・デメリットについてお答えいたします。事務委託方式で広域化をした場合のメリットにつきましては、印西市、白井市の財政負担が生じることなく、また栄町も財政状況等の変化に柔軟に対応でき、大規模災害への対応強化や人事の硬直化の解消が図れるものと期待されております。次に、デメリットにつきましては、栄町が同じ立場で組織運営に参画できないことから、消防事務に関して執行管理の権限を失うことが考えられます。

以上でございます。

○議長（酢崎義行） 9番、竹内陽子議員。

○9番（竹内陽子） それでは、1つずつ伺ってまいりたいと思います。

先ほど2月3日の協議会の説明がされましたけれども、本当にアウトラインだけでした。もう少し、どのようなことが、事務委託方式に決まった結論はそこなのですかけれども、どういったやりとりがあって、ここに至ったのか、そのところをご説明いただきたいと思います。

○議長（酢崎義行） 次長。

○消防本部次長（浅野富夫） それでは、2月3日、第3回協議会で……失礼いたしました。広域化方式の結果についてのでよろしいですね。事務委託方式を採用したという部分でよろしいでしょうか。

- 議長（酢崎義行） どういうやりとりがあったかという質問だったですね。
- 9番（竹内陽子） アウトラインで結構です。
- 消防本部次長（浅野富夫） はい。済みません、しばらくお待ちください。
- 議長（酢崎義行） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 2時59分

- 議長（酢崎義行） 再開します。

次長、お願いします。

- 消防本部次長（浅野富夫） それでは、ご説明いたします。

先ほどでも説明させていただいたとおりなのですが、この広域化についてはまず方式を定めるべきことだということで、この辺がやっぱり根幹をなすというところで、まず方式について協議をさせていただきました。その結果なのですが、繰り返しになってしまいますけれども、まず幹事会で方式についてということで一部事務組合方式または事務委託方式というようなことで、広域化の方式にはもう一つ、広域連合というものがありますが、この方式についてはなじまないことから、まず排除させていただきました。残りの2者の中で選択をさせていただいたところなのですが、結論から言いますと、メリット・デメリット等々ございますけれども、いわゆる事務委託のほうが現在の印西地区消防組合を構成する印西市、白井市についてメリットが、財政負担ということになりますけれども、その辺も含めましてリスクが少ないというところから、事務委託方式を採用したわけでございます。

以上でございます。

- 議長（酢崎義行） 9番、竹内陽子議員。

- 9番（竹内陽子） それでは、3月いっぱいには各市の議会でも決定していかなければいけないという、そういうこのスケジュールから見ると出てくるわけですが、では原点に戻ります。そもそも栄町が広域化を申し出た、そのことを組合ではどのように捉えていますか。これは成田の議会議員に聞いていますから事実だと思いますけれども、栄町は成田市に広域化の件申し出ているのです。結局断られて、こちらの組合にという経緯は皆様余りお話しにならないのですけれども、こういう事実はあるわけです。栄町が申し出たということは、やはり財政状況のことから考えてのことだと思いますけれども、そういう意味を含めた中で、それを今協議する大変な作業をしている、それを組合はどういうふうにつけていますか、栄町の申し出を。そこをまず伺いたいのです。

- 議長（酢崎義行） 次長。

- 消防本部次長（浅野富夫） お答えさせていただきます。

成田との関係につきましては、前回の第2回協議会で消防長からも説明があったかと思うのですが、詳細については印西地区消防組合としては確認してございません。議員、成田市がそれを断ったから印西地区のほうにというような言い方をされておりますが、その詳細については議事録も残ってございませんし、第2回で消防長が答弁したとおりでございます。印西地区消防組合としての今の広域化としての考え方というところでしょうか、客観的な事実を申し上げさせていただくと、当然ながら広域化するということは

組織が大きくなるということです。組織が大きくなれば、それに対応できる力も大きくなるという事実でございませぬ。その辺から関しても印西地区消防組合として広域化がよい、悪いという判断、ちょっと私からは答弁できませんけれども、客観的な事実としまして、広域化するという事は、繰り返しになりますけれども、組織が大きくなる、イコール対応力が大きくなるというようなところで、デメリット等は考えられないのではないかなという気がします。

あと、昨年末にもう議員の皆様はご承知かと思うのですが、新潟県糸魚川の大火がございました。この中でも、やはり糸魚川消防、全般的に見るとそんなに大きな消防力、消防組織ではないというところであるかと思ひます。ただし、災害に対しての初期対応というようなことで、やはり初期の段階で消防の義務でもございませぬ災害を最小限に防ぐというところでは、その消防力を初期の段階で投入することがやはり重要かと思ひます。そういうところから踏まえましても広域化することによって、組織が大きくなるというようなところで考えてございませぬ。

以上でございませぬ。

○議長（酢崎義行） 9番、竹内陽子議員。

○9番（竹内陽子） 今、次長がお答えくださったこと、まさに消防力という点、地域の中で共存共栄をしていくということの中では、やはりお互いに力を出し合ってパワーアップしていくことは非常に大事なことだと思ひております。広域化そのものに対して、私が反対とか云々という、そういう気持ちではございませぬ。ただ、その手順を踏んでいく中に、いろいろな諸問題が出てくるので、また原点に戻ってずっとこれからお尋ねしていくわけですけれども、その組合の今考え方というのは、まずわかりました。

次に、広域化に向けた比較検討がなされていますけれども、対比をしていきますと次のようなことが書かれています。栄町の消防力を落とすことなく、こういうことが言葉として出ているのです。栄町は、現実消防力をキープしていくことが難しいので、広域化の申し出をしたのは事実だというふうに思ひます。その組合の今度負担から考えますと、当然考えられることがいろいろ出てくると思ひますが、その辺はどういうふうに考えていらっしやいますか。

○議長（酢崎義行） 次長。

○消防本部次長（浅野富夫） 印西地区消防組合を構成する印西市、白井市、この辺のやはり負担ということでは、一番やはり懸念されている部分、これ当然ながら財政面もかなりやはりこの広域化についてはウエートを占めることかと思ひます。こういった中で、やはり今方式の選択をいうお話、説明をさせていただきますが、一部事務組合方式と、それから事務委託方式、これによってやはりその差異が出てくるところでございませぬ。当然広域化につきましては国からの財政支援等々も、これは確定したわけではございませぬので、まだ一概にはこの部分が財政支援されるというような明確な回答はできませんが、やはり有利な地方債等も活用できるという見込み、想定されておりますので、この辺のやはり有利な地方債等をしっかりと活用して広域化を図った場合には、印西市、白井市等にも当然ながら財政面のメリットは見受けられるかなという考えはございませぬ。その辺がやはり組合としての考えと申ひますか、有利な部分かなというところで考えてございませぬ。

以上でございませぬ。

○議長（酢崎義行） 9番、竹内陽子議員。

○9番（竹内陽子）　そういう財政支援も考えているとおっしゃいましたけれども、例えばこの3月のときに広域化をまずするか、しないかという意思表示をするわけです、各自治体が。その後、詳細について規約を決めるわけです。いいです、広域化はって決めておいてから規約を見たら、こんなはずではなかったでは困るわけですし、そこである程度今の段階で私は組合議員ですから地元に戻ったときにどういうことが想定されるのかということぐらいの認識を持っていないといけないので聞いているわけです。

例えば組合の人口、このデータに出ておりましたけれども、15万8,360人、栄町は2万1,470人、面積は組合は159平方キロメートル、それから栄町は32平方キロメートル、栄町は白井と面積変わりませんが、人口はぐっと少ない。こういう中で消防力のアップということを考えたときに、今栄町は1署です。そうすると、龍角寺のほう、先日昨年ぐるっと回ってみましたけれども、龍角寺の住宅が張りついているところが何かあってはいけませんけれども、災害が出たときに、この現在あるところから飛んでいくという、なかなか大変なことだと思うので、将来的には消防力アップ、救急車も含めてですけれども、では1署、龍角寺のほうに設けようかというふうなことになった場合、こういったものはどういう負担割合になってくるのでしょうか。そういうところも考えての広域化というのを今考えていると思うのですけれども、それは想定できない話ではないと思うのですけれども、そういうようなことになっても組合は両市にとって、両市というのは白井と印西にとっても負担は全くないというようなことを書いてありますけれども、言い切れる状態なののでしょうか。

○議長（酢崎義行）　次長。

○消防本部次長（浅野富夫）　お答えいたします。

端的にお答えさせていただきます。広域化の方式が事務委託方式を採用して、当然ながら最終的には新組合を発足すると至った場合でも、その選択した方式が事務委託である以上、当然ながら消防に係る経費につきましては自賄い方式ということになりますので、栄町に係る費用については栄町が負担ということとなりますので、今の段階では印西市、白井市が負担することは、今のこの方式でいった場合には影響はないということになります。

以上でございます。

○議長（酢崎義行）　9番、竹内陽子議員。

○9番（竹内陽子）　では、ハード面のほうではそういうことが考えられるのであれば、一体栄町には広域化することが何のメリットがあるのかということ、やはり人材の強力化というのですか、そういうことだと思うのです。そうすると、今職員がいるその年齢構成というのですか、そういうことから考えると多少ちょっとうちの組合より年齢が上へ行っています。そうすると、そういうパワーをローテーションを組みながら、委託方式ですから栄町のパワーもアップしてあげましょうというときに、こちらの職員をいろいろ順繰り回して、栄町もパワーアップするというようなことになると、では組合のほうはやはりもっと、向こうに若手も回した、こっちのほうももうちょっとパワーアップしておかなければいけない。いろんな意味で経費がかかってくると思うのです。一体その職員のローテーションを考えていったときに、本当に費用負担は全然問題ないということは言い切れる話なのですか。

○議長（酢崎義行）　次長。

○消防本部次長（浅野富夫）　お答えいたします。

当然ながら栄町消防の部分についてという限定つきのお話でさせていただきますけれども、繰り返しくなりま。事務委託方式で広域化が図られた場合には、当該印西地区消防組合を構成する印西市、白井市には影響はないと考えます、財政負担が。

以上です。

○議長（酢崎義行） 9番、竹内陽子議員。

○9番（竹内陽子） 全く財政的に影響がないということは、再三おっしゃるのですが、では栄町が広域化をお願いしますと言ってきたということ、それを受けるとい、栄町はどんなメリットがあるのですか、消防力アップの上で。

○議長（酢崎義行） 次長。

○消防本部長（浅野富夫） お答えいたします。

栄町の広域化に係るやはり課題、大きな3つの、これも過去に説明させていただいたかと思うのですが、まず組織力が小さいということで、栄町のメリットとなることですね。組織力が小さいがゆえに、今後のやはり大規模災害に対応する力がないというところで、組織が大きくなれば、こういう大規模災害に対して対応ができるだろうということと、まずあと人事面です。これもやはり今1本部1署でございますので、これが広域化することによって当消防組合1本部7署ございますので、それを合算しますと1本部8署ということになりまして、当然ながら人事のローテーション等々、人事面でもメリットが図れるということで、栄町は考えているかと思ひます。

最後に、高度資機材、高度な資機材を買う、これからやはり準備するだけの余裕がないというようなことで、これも以前にお話ししたかと思うのですが、高度な特殊車両、救助工作車、指揮統制車、この辺もやはり印西地区消防組合は保有してございますので、こういう車両を重複することなく、有益に広域化することによって共有できるというようなところで栄町の大きな柱、3本の課題ということで、その辺がメリットにイコールなるのではないかとこのところが考えられます。

以上でございます。

○議長（酢崎義行） 9番、竹内陽子議員。

○9番（竹内陽子） まだその違いがわからないのです。どうしてかといいますと、資機材等が高度なものがある。いざ災害になったら、この近隣の市町村はお互いに助け合って連携するわけです。だったら、栄町で大規模災害が起きた。成田からも来るでしょう、こちらからも行くでしょう。栄町は別に委託方式でやらなくても、そのまま消防力は保っていられるのではないですか。その辺の違いというところを教えてください。委託方式で栄町と広域化を結ぶことが消防力アップというのは、一体何があるのですか。私たちにはっきりわかることとして委託方式の広域化という、そこが知りたいわけです。組合には何の財政的な問題もない、だけれども栄町のほうは消防力アップ、だけれども今の状況だって、そのままお互いに協力体制でできるという私は認識しております。だって、大災害のときは消防だけではないです。警察も自衛隊も企業もということである。どこも同じ状況になっていると思うのです。でも、組合と栄町が広域化するというは、何かメリットがあるからそういうことをしようと、しかも県も進めている。ある程度広域化、ではそこにあるメリットというのは、違いをしっかりと教えていただきたいのです。

○議長（酢崎義行） 消防長。

○消防長（須藤達也） 先ほどからいろいろメリットについて次長から説明をさせていただいておりますが、まず先ほど竹内議員がおっしゃった近隣の応援というのは、個別に応援協定を結んでいたり、千葉県の相互応援協定結んでおりますので、通常の災害等では依頼があった場合は行きますということで、依頼のないものについては千葉県応援協定の効力は発揮しないものです。今回広域化をすると、私どもの出動体制に栄町も移行すると、そうした場合に今現在栄町は消防車2台と救急車1台が同時に運用できるという体制ですけれども、うちのほうから、もし仮に建物火災が栄町であったと、今は2台、1台の3台で活動している中で、うちのほうの出動指令からいきますと、指揮車が1台、それと消防ポンプ車系が4台、救助工作車1台、救急車1台、計7台が出動するわけです。この間の糸魚川の火災、あそこでも糸魚川市の消防本部、常時活動できていた車両は、私が調べたところによりますと消防自動車4台、化学車1台、救助工作車1台、救急車1台の計6台だったはずなのです。それで、最終的には近隣の消防本部や県内応援を含めて31台の消防隊が活動しています。それには大分かなり時間がかかったということなのです。

最初から整理しますと、自動的に7台が出るか、3台しか出ないかです。ですから、初期の対応が格段に違うということです。栄町にとっては大きな問題を1つ解決できる問題ではないかと思えます。それと、次長が言ったように、高度資機材がなかなかもう更新できないという部分で、応分の負担を栄町からはいただくわけですが、当然救助工作車やはしご車という部分、4階以上の建物に対する建物火災ですと、自動的に今度私どものほうのはしご車が栄町に行くというような状況にもなるということでもあります。ということで、先ほどから申している初期の対応が強化されるという部分では栄町にもメリットがあります。

うちにも全くメリットないのかというと、そうではございません。今現在うちのほう、常時消防隊運用できる車両は9台です。9台のうちの4台が出てしまうと、5台になってしまうのですが、そこで今度第2出動、もっと大きな火災になると2隊プラスしていくわけです、消防隊を。そうしていくと、どんどん、どんどん残りの残数が減っていく。その後に重複した火災があると、対応力が非常に低下するという部分、そういう部分を補うためにも、やっぱり組織的には動かせる消防隊が多い、活動人員が多いというメリットは大きなものだと感じております。

以上です。

○議長（酢崎義行） 9番、竹内陽子議員。

○9番（竹内陽子） 組合になっているのと、なっていないのでは、初期対応がそんなに違いがあるというのは私も初めてここで認識をしたのですが、私が一般的に考えるのであれば、困っているところがあればさっておいて、みんなで駆け付けて助けるというのが一般的だと思うのです。それから考えると、うちの初期対応は何台までですから、これまでですなんて、そこに違いがあるというのはちょっと私としても理解のできないところなのです。もちろん隣の成田市も、あらあら大変です、成田に近いのですから、ですから飛んでくると思うのです。だけれども、そこに組合だからこそもっと台数を出せるという、それはそういう決まりというのがあるのですか。私は素人ですからわかりませんが、そんな逆に考えると随分事務的だなというふうに思うのですが、それが決まりなのですか。そういうことがあって、栄町はやっぱり広域化をしてほしいと、そういうところも根本的なことにあるのですか。私はそこを、ここの中にいらっしゃる方で、議員の中でこれを知っていますか。知っていたかどうか、私はわかりませんが、そういう違いがあるというのを、私個人は十分認識していませんでした。だから、そういう意味での、では

栄町は広域化なのですか、その辺をもうちょっと整理してお答えいただきたいのです。

○議長（酢崎義行） 管理者。

○管理者（伊澤史夫） お答えいたします。

今、我が国は人口の少子化、そして高齢化、さらに人口減を迎えております。このような中、この国民、そして地域住民の安心、安全を守るために、どのような国づくり、地域づくりがいいかと、そういうことは国においても地域においても協議されているところです。そして、今議題が問題になっておりますこの消防の広域化につきましては、国においては全国では多くの消防本部がございまして、それがどんどん、どんどんその地域が少子化、高齢化、人口減になっています。その中で、消防力を確保して、安全を確保していくには広域化が必要だろうと、その1つの基準として人口30万人を1つの消防本部として広域化を進めていくと、そういう決定がなされております。我が千葉県においては、まだこの広域化の例がございませんが、既に隣の茨城県等々ではこの広域化が進んで、国の方針に沿って、その地域に安全を守っているわけでございます。国においては、この広域化を進めていく上においては、財政的な支援、そして県においても財政あるいは人的な支援も用意されているところでございます。

このような状況の中、昨年1月に岡田栄町長から、この印西地区消防組合に対して栄町消防本部の広域化の協議についてしてくれないかと、そういう公文書で依頼があったわけでございます。私の聞いている範囲では、先ほど指摘のあった成田市については、このような協議ではなくて、公文書ではなくて、口頭で話があったと、そしてその口頭でお断りがあったという話は私が聞いている範囲でございます。今回の場合は、栄町長から公文書であって、そして、私はこれについてどうしようかと副管理者であります印西市長さんにご相談いたしまして、この広域の決定はあくまでも構成市、白井市と印西市が決定するわけでございます。その中で、我々どういうふうに決定していくのか、それにはやはり個々に白井、印西で決定するのではなくて、おのおのの関係者が集まって協議会をつくろうと、そういうことで協議会をつくって、構成員についてはそれぞれの3市町の首長、議会を代表する議長、消防長、そして消防団長、そのような方々と、そして県の担当課長も入れて協議会をつくって、これについて検討していこうということで、その協議会においては先ほど来質問にありましたメリット・デメリットについては、それぞれの専門である部署のほうで幹事会あるいは分科会を設置してデメリット・メリットを検証していこうと、そして今まで検証してきたところでございます。その検証結果については、先ほど来次長、消防長が答えているところでございまして、本来であれば関係市が決定するやつを協議会でやっているのが今の状況でございます。

そのような中で、わかってきたことは、この広域化の方式については3通りありまして、その中でこの選択し得る方式が当組合においては一部事務組合方式と委託方式が選択できるだろうと、その中で栄町の申し入れの中には、方式は特にこだわらないけれども、委託方式を提案したいということで来ました。委託方式というのは、これは一部事務組合と違って、我々が受託をするわけですから、我々の意向がある程度反映できると、そういうメリットというのですか、この組合にとっては選択肢が多くあるわけでございます。その中においても、栄町においては委託方式を提案してきまして、その委託方式を幹事会で検討したところ、当組合にとってもメリットがある。それは何かというと、先ほど言いました国の財政支援が受けられる可能性が大であると、これはさきの協議会の中でも議論をされて、確認をされております。これは県の課長もそのことに言及をして、確認をされております。そして、県においても財政的な支援を検討

しているということで、財政的なメリットもあると。そして、何よりも消防力の強化が図られると、緊急時の対応、これは先ほど消防長が答えておりました。ということがだんだんわかって、メリットが来たわけでございます。

そもそもこの地域、印西地区は大きな利根川を抱えておまして、この水防についても地域一体で安全のための水防訓練等を毎年行って、地域ぐるみで安全対策を行っているところでございまして、これから地震や水害、何が起きるかわからない中で、この地域が一緒になって消防力を上げるというのは、やはりこれからの進むべき道であろうと私も確信をしているわけでございます。それにはやはり1つの選択肢として、消防においては広域化というのが大きな、大きな力であろうと、そういうことで我个人は思っているわけございまして、その中で先ほど言いました協議会、幹事会の中でも大きなメリットが出てきたということで、今ちょうど先週の協議会まで来たところでございます。

この後のスケジュールです。この3月に第5回目の協議会において、協議会では広域化をする、しないの決定をすると、協議会において。その決定を受けて、今度は2市1町がそれぞれの2市1町で決定を、まず市で決定をします。意思決定です、協議会の決定を受けて。その後、議会に必要な、例えば組合規約の改正、そういうのが出てくるわけでございますので、まずは協議会で決定をして、そしてその協議会の決定を待って、2市1町で行政的な執行部の決定を受ける。それから、その決定が決まったら、これは広域化するという決定が決まったら、そこで始めて議会の手続上、議会に組合規約の変更を提案するわけございまして、その間に議会は当然です、もちろん。それから、市民、地域の方々には説明をしていくと、そういう段取りになってくるわけございまして、今はとにかく協議会で早く限られた時間の内で結論を出す。それには各市町で協議会の委員というのは各市町の代表なわけですから、議会を代表したり消防団を代表したり、そういうことございまして、今ちょうど先週の第4回の協議会が資料を持ち帰って各市町で検討してくださいと、それを3月に検討結果を持ち寄って、3月で最終決定をしましょうと、そういう段階でございますので、どうか今までの経過、それからこれからのスケジュール、その協議会の役割、そしてこの組合議会の役割をご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（酢崎義行） 9番、竹内陽子議員。

○9番（竹内陽子） 今、管理者のお話を伺って、根拠と、それから栄町の町長が委託方式でお願いしたいという、まず根拠、それから委託方式でやった場合にどういう3つの利点ということも伺いました。私は広域化に対して反対でも何でもございませぬ。物事は々々で考えていきたいというふうに思っております。ただ、今この時期、やはりこういう話が出てきますと、議員間の中でも一体どういうふうになっていくのだろうと、それは当然出てくる話だろうと思うのです。やはりきょうは定例議会ですから、この議会においてやはりある程度のところを把握しておかないと、これはいけないなということで質問させていただいてはいますが、管理者のお話で流れはよくわかりました。そして、きょうこの後説明も新たにあるというふうにご伺っておりますので、私の質問はここまでにしたいと思うのですけれども、あと1点だけ伺います。

この事務委託方式にすると、栄町の存在、組合の組織に入るわけで、うちは受託をしているわけですから、その関係性というのは多少希薄になっていくのではないかとと思うのですが、その辺はどう組合として

は考えていらっしゃいますか。

○議長（酢崎義行） 次長。

○消防本部次長（浅野富夫） 質問にお答えいたします。

これまで竹内議員質問されたことにつきましては、この後じっくりと全員協議会のほうでも説明させていただきます。

今の質問につきましては、当然ながら広域化する中で一番大きな差異だなというところで、同じやり組織運営に参画できないというところなのですけれども、この辺につきましては先進事例等々からも踏まえまして、事務委託規約の中に連絡会とか、そういうものを設けまして、なるべく希薄にならないような対応をとりたいと思います。

以上でございます。

○議長（酢崎義行） 9番、竹内陽子議員。

○9番（竹内陽子） では、最後の最後の質問をします。

過去にこの方式の広域化までのスケジュールというのをちょっと見ているのですけれども、広域化の態度を決定をしましたら、今後各議会で検討しながら、最後には先ほど管理者おっしゃったように、規約の締結をしていかなければいけません。その締結の際に合意がどちらかの市のほうで、市議会で合意が得られなかったら、その結果はどうなりますか。

○議長（酢崎義行） 次長。

○消防本部次長（浅野富夫） お答えいたします。

これは印西地区消防組合を構成する白井市、印西市だけではございません。当然ながら2市1町の規約のということになりますので、全ての市議会、町議会で可決されなければ合意は得られないことになります。

以上でございます。

○議長（酢崎義行） 9番、竹内陽子議員。

○9番（竹内陽子） そこまでの流れ、内容、よくわかりました。この後、協議会でまた再度詳しい説明があるということで、そのお話を聞くことで、私は質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（酢崎義行） 以上で竹内議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（酢崎義行） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成29年第1回印西地区消防組合議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

（午後 3時36分）